

西条市一般廃棄物処理基本計画

<中間見直し>

平成29年3月 策定

令和4年3月 改訂

西 条 市

目次

第1章 計画策定の基本的考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的事項	2
1) 位置付け	2
2) 対象区域	2
3) 計画の範囲	2
4) 計画の期間	2
第2章 ごみ処理の現状と課題	
1 本市のごみ処理の概要	5
1) ごみの分別区分	5
2) 収集体制	6
3) ごみ処理の流れ（中間処理～最終処分）	7
4) ごみ処理施設	8
5) ごみ処理手数料	10
2 ごみ処理の現状	11
1) ごみ収集（排出状況）	11
2) 中間処理	14
3) 最終処分	16
4) 温室効果ガスの排出状況	17
5) ごみ処理のまとめ	18
3 ごみ処理の評価と課題	19
1) 各種指標による評価のまとめ	19
2) 具体的施策取組状況における評価のまとめ	19
3) ごみ処理の課題	20
第3章 計画の目標	
1 目指すべき姿	23
2 計画の数値目標	24
1) 目標設定の考え方	24
2) 具体的な目標	25
第4章 ごみ処理施策の展開	
1 ごみ処理施策の体系	31
2 基本施策と具体的な取組	32
I 循環型社会を支えていく人づくり	32
1) ごみ減量に向けた市民意識の啓発	33
2) 小・中学校等における環境教育の推進	34
II ごみの発生・排出抑制	35
3) 家庭系ごみの有料化の検討	36
4) リユース・リペアの促進	37
5) 生ごみ・食品残さの減量	39
6) 市民・事業者との協働による取組	41
7) 事業系ごみの減量に向けた取組	42

Ⅲ	リサイクル推進に向けた収集システムの整備	43
	8) プラスチック製品の再資源化推進	44
	9) 資源ごみの分別収集体制の強化	45
	10) 分別方法の普及・啓発	46
Ⅳ	ごみの適正処理の推進	47
	11) ごみの散乱等の防止	48
	12) 環境に配慮したごみ処理の推進	49
	13) 災害ごみ処理対策の充実	50
第5章 食品ロス削減の推進		
1	背景	51
2	位置付け	51
3	食品ロスの発生状況等	52
	1) 家庭系の食品ロス等の状況	52
	2) 事業系の食品ロス等の状況	54
4	目標	55
	1) 計画期間における推進目標	55
	2) 長期的な目標	55
5	推進施策	56
第6章 ごみ処理計画		
1	処理対象及び処理主体	59
	1) 処理対象	59
	2) 処理主体	59
2	収集運搬計画	60
	1) 収集運搬体制	60
	2) 各主体の役割	61
3	中間処理計画	62
	1) 中間処理方法	62
	2) 中間処理量(見込み)	62
	3) 中間処理施設計画	62
4	最終処分計画	63
	1) 最終処分方法	63
	2) 最終処分量(見込み)	63
	3) 施設維持計画	63
5	災害廃棄物処理対策	64
	1) 西条市災害廃棄物処理計画の策定	64
	2) 災害廃棄物の処理体制	65
	3) 災害廃棄物処理対策における課題	66
6	その他	67
	1) 計画の進行管理	67

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

高度経済成長に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活に物質的な豊かさを与えてくれました。その半面、資源の浪費や地球温暖化などの地球規模の問題が深刻さを増すばかりでなく、私たちの身近においても様々な環境問題を引き起こしています。なかでも、ごみ問題については、日常のごみ出しマナーから減量・リサイクルに向けた取組の推進、不法投棄の防止に至るまで、市民の関心は年々高まっています。このため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を進めていくことが課題となっています。

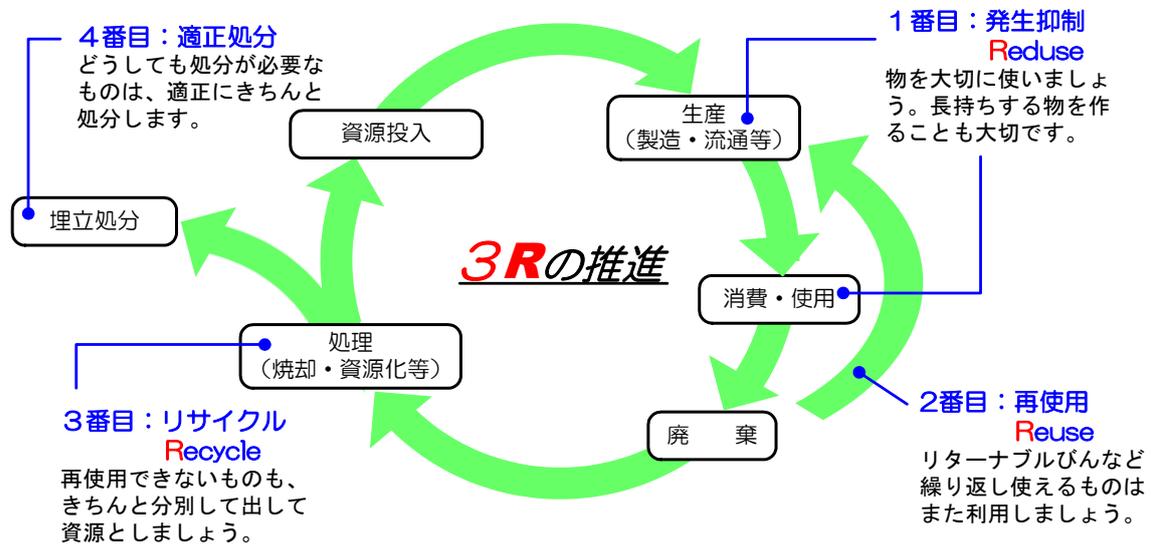


図 1-1 循環型社会のイメージ

本市では現在、平成29年3月に策定した「西条市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民や事業者の協力を得ながら適正なごみ処理を推進しています。近年、本市のごみ排出量は減少傾向にあります。人口減少や核家族化の進行を背景に、1人1日当たりのごみ排出量は近年概ね横ばいに推移しており、資源化率は伸び悩んでいる状況です。また、本市のごみ処理収支は、施設運営やごみ収集に係る経費が、手数料等による収入を大きく上回る状況となっています。

このような課題を踏まえ、本計画は、3R推進による循環型社会の形成を目指し、本市における現状のごみ処理システムを見直し、さらなるごみの減量・資源化を推進するために必要な取組を明らかにすることを目的とします。

2 計画の基本的事項

1) 位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定するもので、長期的・総合的視点に立って、本市における計画的なごみ処理を推進するための基本方針となるものです。ごみ排出抑制から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために、国の法律・計画、愛媛県の計画及び本市の総合計画・環境基本計画等の上位計画と整合を図りつつ、必要な事項を定めます。

また、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」を達成するための一端を担う取組を進めていきます。

※SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。

2015年国連サミットで定められた「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とした17のゴールと169のターゲットで構成された国際社会共通の目標

2) 対象区域

本計画は、西条市全域を対象とします。

3) 計画の範囲

本計画は、市内の家庭・事業所から排出される一般廃棄物のほか、災害廃棄物を対象とします。

4) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から令和13（2031）年度の15年間とします。

本改定は、計画策定から5年目を迎えるにあたり、現行計画の中間見直しを行うものです。

なお、概ね5年後に中間点検を行い、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮したうえで、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、計画内容の見直しを行うこととします。

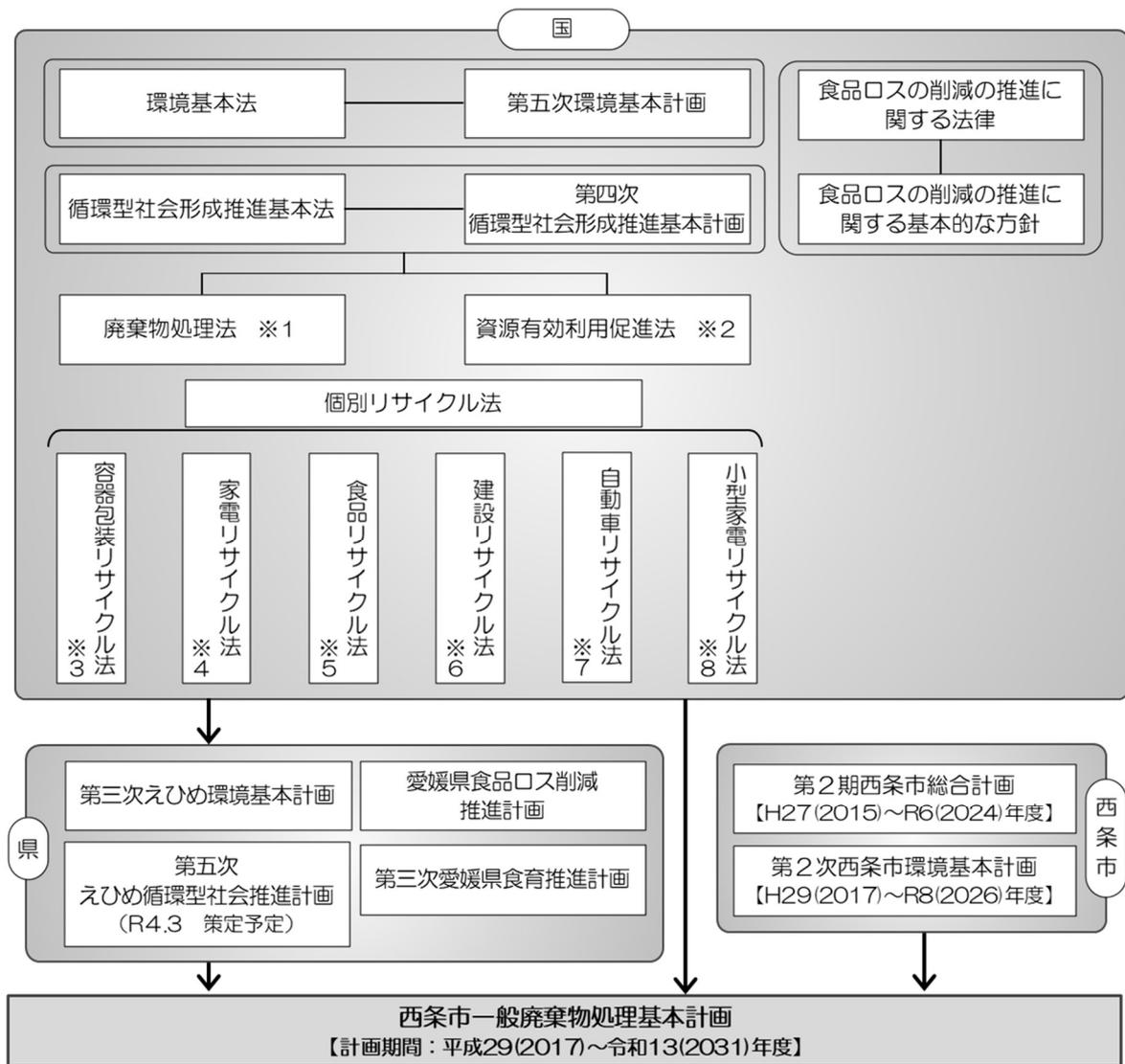


図 1-2 本計画の位置付け

- ※1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ※2 「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ※3 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」
- ※4 「特定家庭用機器再商品化法」
- ※5 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」
- ※6 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ※7 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
- ※8 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」

■本市のごみ処理に係る経費

令和元年度における本市のごみ処理収支は、収入が約 7,500 万円、支出が約 11 億 1,800 万円で、支出が収入の約 15 倍となっています。ごみ処理に係る経費は差し引き約 10 億 4,300 万円で、市民 1 人あたりでは約 10,300 円になります。

主な収入は、道前クリーンセンターの運営によるもので、全体の 90%以上を占めています。残りは、指定ごみ袋の販売手数料や、最終処分場へのごみの直接搬入に伴う許可手数料です。一方、支出の半分以上は道前クリーンセンターの運営費であり、約 7.6 (68.0%) 億円を超す費用がかかっています。次にごみ収集・運搬が多く、約 2.5 億円 (22.1%) となっています。

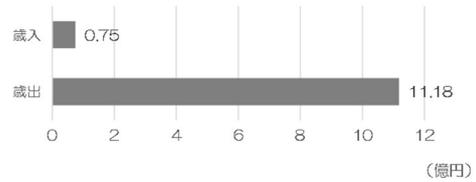


図 1-3 ごみ処理収支概要 (令和元年度実績)

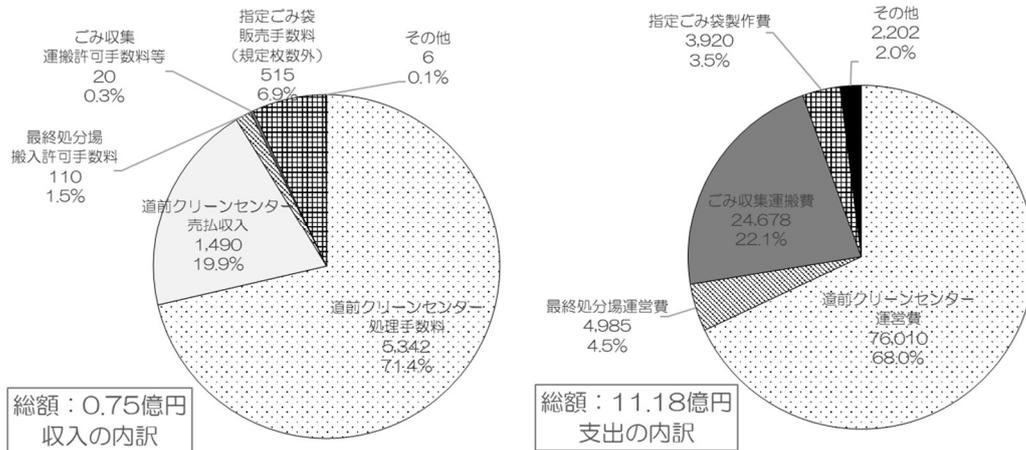


図 1-4 収入・支出の内訳 (単位：万円)

(資料：衛生課)

■1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率

令和元年度環境省の一般廃棄物処理実態調査から、本市の家庭（家庭系と集団回収含む）からのごみ排出量は 1 人 1 日当たり 752g で、愛媛県平均と比較して多くなっています。

また、ごみを資源として再利用したリサイクル率は 8.7%であり、愛媛県平均と比べて低い状況です。

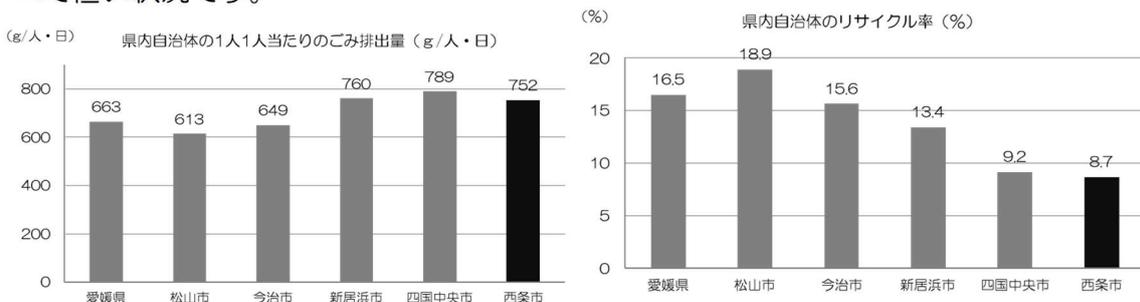


図 1-5 1人1日当たりのごみ排出量 (左) とリサイクル率 (右)

(資料：令和元年度一般廃棄物処理実態調査【環境省】)

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 本市のごみ処理の概要

1) ごみの分別区分

本市では、家庭から排出されたごみ（以下、「家庭系ごみ」という。）を、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、乾電池、資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）、スプレー缶・カセット式ガスボンベに区分し、分別収集しています。これら以外は収集できないものとして分類されますが、そのうち、一時大量ごみ（引越し等で一時的に出る多量のごみ）、直接搬入ごみ、水銀使用製品、埋立ごみは、処理施設への直接搬入を受け入れています。その他のものは、市で適正に処理できないか、もしくは法令等で処理ルートが定められているため、購入店や専門の処理業者等での引取り・処理が原則となっています。

表 2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		出せる品目
もえるごみ		台所ごみ、貝がら・卵のから、紙くず(古紙以外)、トレイ・ラップ、靴・長靴・皮革製品類、紙おむつ(汚物は除去)、布・衣類、保冷剤、使い捨てカイロ・ビニール袋、発泡スチロール(少量)・カップめん容器、使い捨てライター(ガス抜)、ビデオ・カセットテープ、軟質プラスチック製品(ペットボトルキャップ・おもちゃ等)、剪定枝・木くすなど
もえないごみ		小型家電製品(トースター・ゲーム機等)、台所用品(なべ・包丁・やかん等)、鏡・ガラスコップ、ガラス類(化粧品用のびん・耐熱ガラス等)、瀬戸物類(茶碗・皿等)、空き缶、硬質プラスチック製品(バケツ等)、白熱電球(水銀不使用)、CD・レコード・DVD など
粗大ごみ		大型家電製品(掃除機・こたつ等)、家具類(タンス・机・いす・ベッド等)、自転車・三輪車・一輪車(遊具)、スポーツ用品(ゴルフクラブ・健康器具等)、布団・座布団・マットレス・毛布、波板(トタン・エスロン)、物干し竿・よしず・すだれ・ござ、ホース、コンロ・レンジ、ストーブ(電池・灯油は除去)、厚手の衣類・大きい布、カーペット・ポリタンク(石油用等)など
乾電池		乾電池・ボタン電池
資源ごみ	古紙	新聞(広告含む)・雑誌(教科書・辞書・単行本・雑がみ等含む)・ダンボール
	ガラスびん	無色、茶色、その他(飲料・食料用のびんに限る)
	ペットボトル	PET 表示のあるもの(飲料・酒・しょうゆ用に限る)
スプレー缶・カセット式ガスボンベ		スプレー缶(殺虫剤・制汗消臭用・ヘアケア用・防水・撥水用・錆止め用等)、卓上用カセット式ガスボンベ

表 2-2 収集できない家庭系ごみ

区分	品目	処理方法※
一時大量ごみ	引越しや大掃除で一時的に出る多量のごみ	A
直接搬入ごみ	畳・手押し一輪車・草刈機・プラスチックコンテナ・金物等	A
水銀使用製品	体温計・蛍光管	A・B
埋立ごみ	衛生陶器・多量の陶磁器類・火鉢・瓦・植木鉢・レンガ・ブロック・石・土・コンクリートくす等	A
その他	揮発物・危険物(ガスボンベ・消火器等)、パソコン、ビニール・ゴム製品(事業用テント・タイヤ等)、家電リサイクル品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)、大きな剪定木、その他(ピアノ・農機具・バッテリー等)	B

※ 処理方法 A：処理施設への直接搬入、B：購入店や家電販売店等に引取りを依頼

2) 収集体制

本市の家庭系ごみは、民間の収集運搬業者（許可業者）に委託して、ステーション収集を行っています。収集頻度は、地区別にごみの種類に応じて月1回から週2回で、収集日の朝8時までに決められた場所にごみを出すルールとなっています。

ごみの出し方は全市共通で、ごみの種類によって異なります。「もえるごみ」及び「もえないごみ」は指定ごみ袋に入れて出し、「粗大ごみ」は処理券を貼って出すこととなっています。

また、指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券は、自治会等を通じて各世帯に年間一定の枚数を無料配布しています。

表 2-3 家庭系ごみの収集頻度

ごみの種類		収 集 頻 度			
		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区
もえるごみ		週2回	週2回 (一部、週1回)	週2回 (一部、週1回)	週2回
もえないごみ		週1回 (一部、月2回)	週1回	週1回	週1回
粗大ごみ		月1回	月2回 (一部、月1回)	月1回 (一部、収集なし)	月1回
乾電池		月1回	週1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
資源ごみ	古紙	月1回	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
	ガラスびん	月1回 (一部、随時収集)	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
	ペットボトル				
スプレー缶・ カセット式ガスボンベ					

表 2-4 家庭系ごみの出し方

ごみの種類		ごみの出し方
もえるごみ		指定袋に入れて口をしっかりと縛り出す
もえないごみ		指定袋に入れて口をしっかりと縛り出す
粗大ごみ		粗大ごみ処理券を貼り、出す
乾電池		指定袋の外袋に入れて出す
資源ごみ	古紙	種類ごとに分けて、ひもで十文字に縛って出す
	ガラスびん	ごみステーションに備え付けのコンテナ※に入れる
	ペットボトル	ごみステーションに備え付けのネット※に入れる
スプレー缶・ カセット式ガスボンベ		ごみステーションに備え付けのコンテナ※に入れる

※ コンテナ及びネットは、委託収集業者が収集日前日にごみステーションに設置

3) ごみ処理の流れ（中間処理～最終処分）

委託業者により収集され、市の処理施設に搬入されたごみ、あるいは市の処理施設に直接搬入されたごみは、図の流れで処理しています。

「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」については、中間処理施設において焼却または破碎・選別します。その後、発生した残さや資源物は、「乾電池」、「資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）」、「スプレー缶・カセット式ガスボンベ」とともに、ストックヤードで一時保管し、最終処分もしくは資源化を専門業者に委託します。

一方で、市が収集できないごみのうち、「一時大量ごみ」、「直接搬入ごみ」、「水銀使用製品」は、中間処理施設への直接搬入を受け入れており、破碎・選別処理を経て残さ・資源物に分けられ、収集ごみと同様に処理しています。また、「埋立ごみ」については、そのまま本市の最終処分場で埋立処分します。

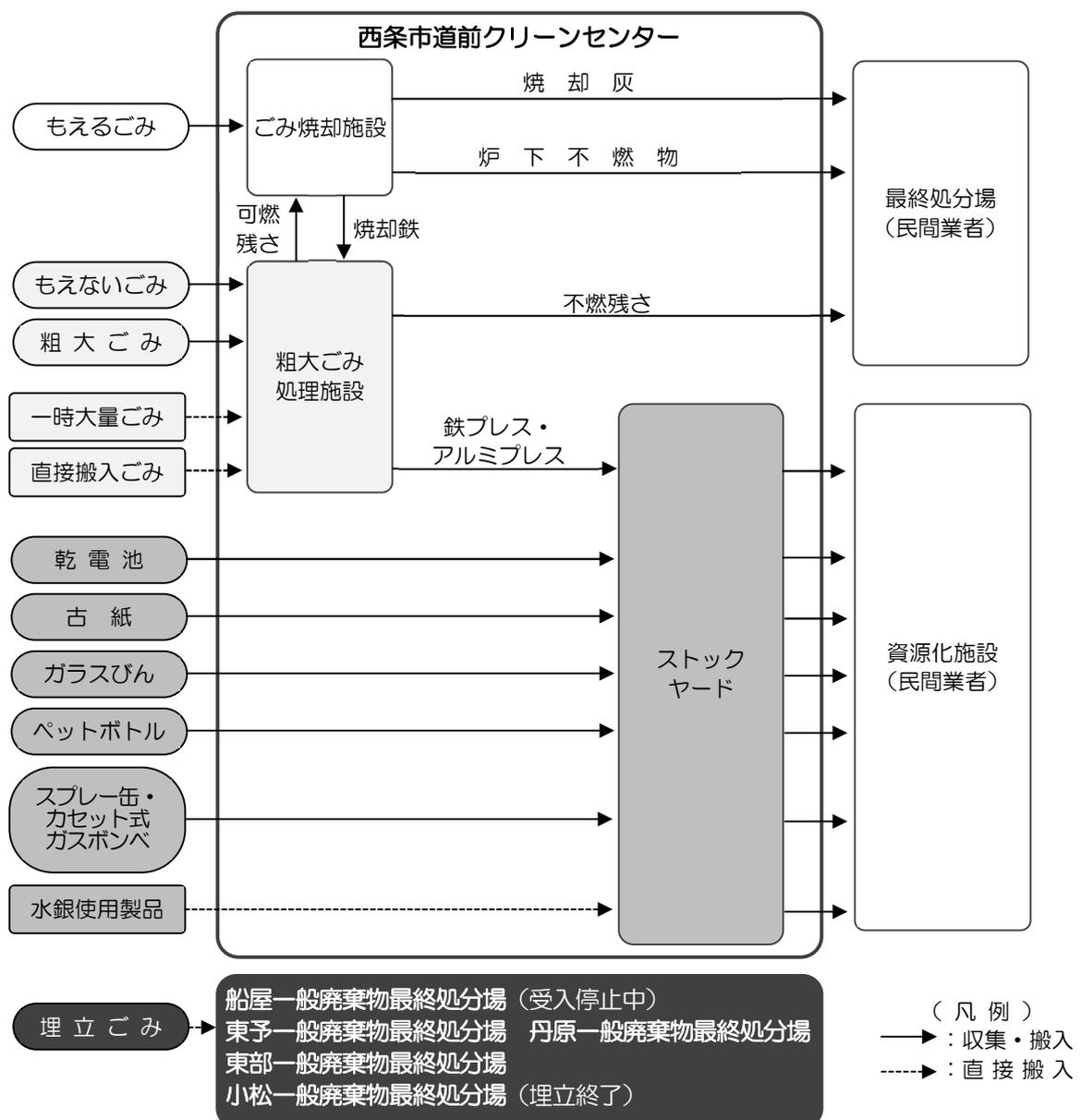


図 2-1 本市のごみ処理の流れ

4) ごみ処理施設

①施設の整備状況

本市が運営するごみ処理施設には、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードと、5か所の一般廃棄物最終処分場があります。これらのうち、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードは、道前クリーンセンター内に設置しています。また、小松一般廃棄物最終処分場については、平成24年度をもって埋立を終了し、現在、船屋一般廃棄物最終処分場は、残余容量が少ないため受け入れを停止しています。



図 2-2 ごみ処理施設の整備状況

②各施設の概要

■焼却施設

焼却施設では、「もえるごみ」と粗大ごみ処理施設で発生した可燃残さを焼却し、同時にわずかに紛れ込んだ鉄（焼却鉄）を回収しています。また、温水による熱回収を行い、余熱（ごみ焼却熱）の有効利用に努めています。

表 2-5 焼却施設の諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
敷地面積	約 19,000 m ² (粗大ごみ処理施設含む)
竣工	平成3年10月
処理能力	200 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉)
処理方式	流動床式 (全連続運転)
余熱回収	場内で温水利用

■粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設では、「もえないごみ」と「粗大ごみ」を受け入れており、それらを破碎した後に、磁選機・アルミ選別機によって資源物となる金属類（鉄・アルミ）を回収し、圧縮処理しています。

表 2-6 粗大ごみ処理施設の諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
竣工	平成3年10月
処理能力	30 t / 5h
主要設備	破碎機 (横型回転式)、磁選機、 アルミ選別機、風力選別機

■ストックヤード

ストックヤードでは、「資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）」、「乾電池」、搬入された「水銀使用製品」を始めとして、粗大ごみ処理施設からの鉄プレス・アルミプレス・ジャミを受け入れ、一時保管しています。「ペットボトル」については、圧縮梱包処理を行ったうえで保管しています。

表2-7 スtockヤードの諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター ストックヤード	
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地	
敷地面積	724 m ²	
竣工	平成6年 11 月 (増築 平成 23 年 5 月)	
ペット ボトル 圧縮 梱包機	処理 能力	約 120kg/h
	処理 方式	油圧圧縮式 (10 t)

■一般廃棄物最終処分場

本市には一般廃棄物最終処分場が5か所あり、廃止手続中の小松一般廃棄物最終処分場及び受け入れ停止中の船屋一般廃棄物最終処分場を除く3か所において、直接搬入された「埋立ごみ」を受け入れています。

表2-8 一般廃棄物最終処分場の諸元

施設名	船屋一般廃棄物最終処分場	東予一般廃棄物最終処分場	丹原一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋乙 16 番地	西条市河之内甲 32 番地 1	西条市丹原町鞍瀬辛 566 番地 2
埋立開始年	昭和 47 年	平成 6 年	平成 12 年
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)
埋立地面積	5,600 m ²	13,600 m ²	4,600 m ²
全体容積	20,545m ³	70,000m ³	16,000m ³
残余容量※	40m ³ (受入停止中)	5,705m ³	11,191m ³
浸出水処理	—	凝集沈殿、生物処理(脱窒なし)、砂ろ過、消毒	凝集沈殿、砂ろ過、消毒
施設名	小松一般廃棄物最終処分場	東部一般廃棄物最終処分場	
所在地	西条市小松町新屋敷乙 26 番地	西条市船屋甲 1 番地 1	
埋立開始年	昭和 58 年	平成 24 年	
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	
埋立地面積	7,421 m ²	4,255 m ²	
全体容積	22,731m ³	58,700m ³	
残余容量※	廃止手続中	55,307m ³	
浸出水処理	—	凝集沈殿、膜処理	

※ 令和2年3月31日における残余容量（令和3年度西条市一般廃棄物処理実施計画による）

5) ごみ処理手数料

本市では、収集ごみのうち、「もえるごみ」及び「もえないごみ」については指定袋を、「粗大ごみ」については処理券を、各世帯に無料で年間一定数配布していますが、それを上回って使用する場合には、不足分の購入代金としてごみ処理手数料を徴収しています。なお、1回当たりの平均排出量が10kg以下で、家庭系ごみの収集運搬に支障のない事業者は、事業所から出るごみ（以下、「事業系ごみ」という。）について、指定袋を使ってごみステーションに排出することが許可されていますが、指定袋の無料配布はありません。

また、収集できないごみで、本市のごみ処理施設（道前クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場）に搬入されたものに関しては、ごみ処理手数料を搬入代金として徴収しています。

①指定袋・「粗大ごみ」処理券

それぞれの無料配布枚数、購入代金は下表のとおりです。

表 2-9 指定袋・「粗大ごみ」処理券の無料配布枚数及び購入代金

区 分	「もえるごみ」指定袋	「もえないごみ」指定袋	「粗大ごみ」処理券
配布時期	毎年3月		
配布対象	市内全世帯		
配布枚数※	110 枚/年	20 枚/年	10 枚/年
購入代金	100 円/枚 (43L)	100 円/枚 (45L)	100 円/枚

※ 年度途中で転入した世帯には、転入した月に応じて配布枚数が異なります。

②ごみ処理施設への搬入

道前クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場に、「埋立ごみ」等を直接搬入した場合の代金は下表のとおりです。

表 2-10 道前クリーンセンターへのごみ搬入代金

区 分	10kgにつき
家庭系ごみ	100 円
事業系ごみ	100 円
産業廃棄物	170 円

表 2-11 一般廃棄物最終処分場への「埋立ごみ」搬入代金

区 分	0.5 t 以下	0.5 t を超えるもの
船屋一般廃棄物最終処分場	100 円	10 kg毎に 100 円
東予一般廃棄物最終処分場 丹原一般廃棄物最終処分場 東部一般廃棄物最終処分場	200 円	10 kg毎に 100 円

2 ごみ処理の現状

1) ごみ収集（排出状況）

①総排出量

令和元年度における本市のごみの総排出量は 42,293 トンであり、平成 23 年度をピークとして、人口減少に伴い、減少傾向が見られます。

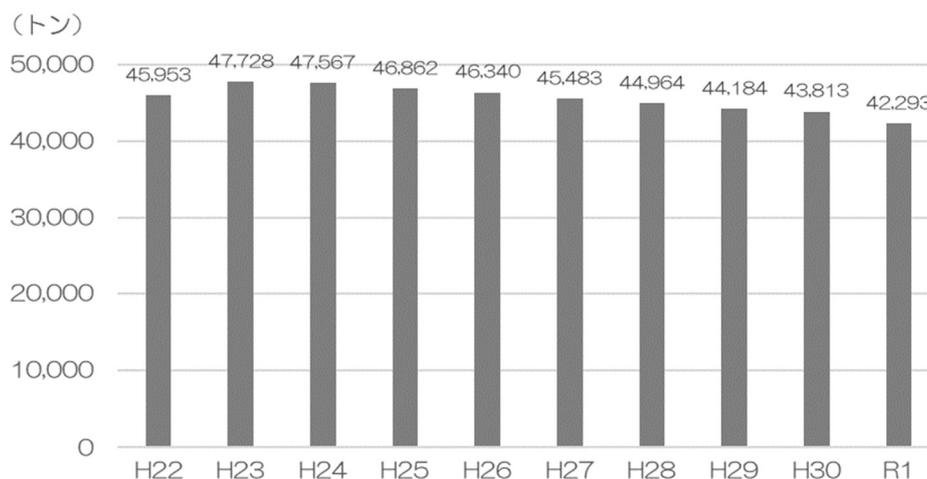


図 2-3 ごみ総排出量の推移

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査【環境省】)

②排出原単位の推移

1人1日当たりのごみ排出量は、近年概ね横ばいで推移していますが、令和元年度は 1,059 g/人・日となっており、わずかに減少がみられます。過年度の傾向として、全国及び愛媛県全体の平均を上回っています。

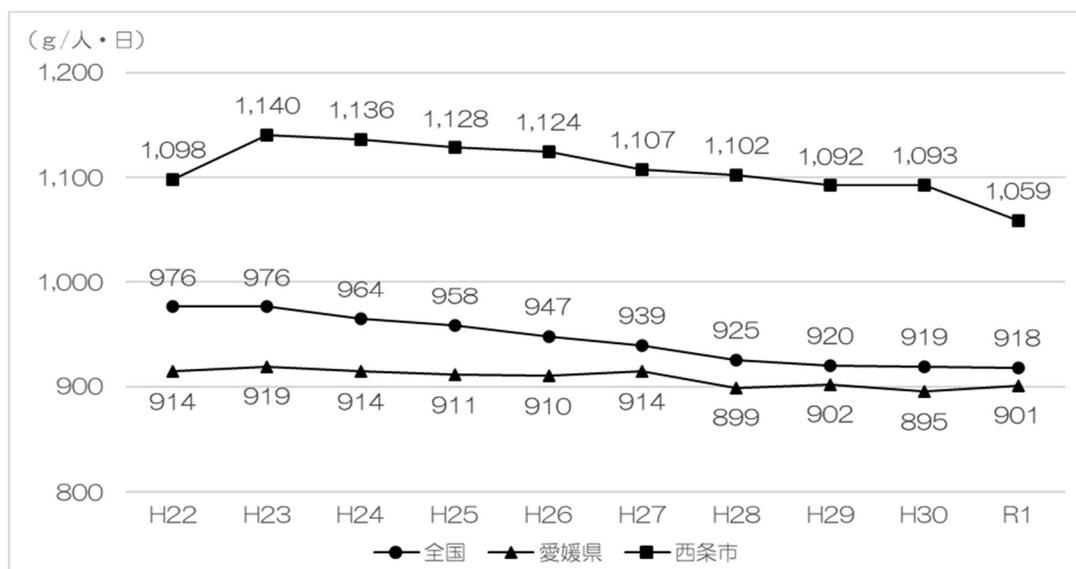


図 2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査【環境省】)

③主体別の排出状況

本市のごみ処理施設で受け入れているごみには、家庭系ごみと事業系ごみがあります。このうち、家庭系ごみが占める割合は、令和元年度において71.0%でした。

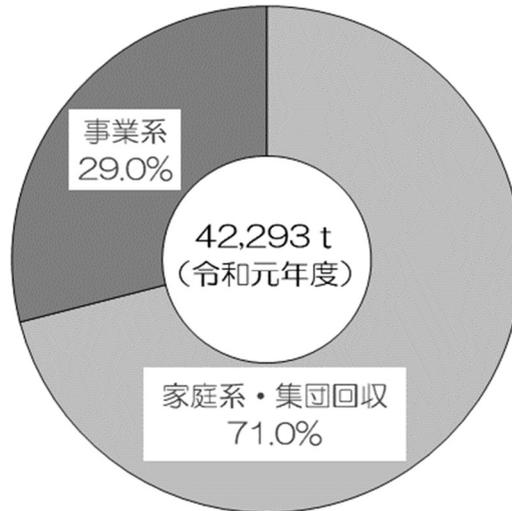


図 2-5 ごみ排出量の主体（家庭・事業）別内訳

（資料：令和元年度一般廃棄物処理実態調査【環境省】）

④種類別の排出状況

種類別のごみ排出量割合を見ると、令和元年度においては「もえるごみ」が全体の71.5%を占めました。その他では、「もえないごみ」が11.7%、「埋立ごみ」が6.9%、「粗大ごみ」が4.3%、「資源ごみ」が5.5%となっています。また、「資源ごみ」では、8割方を「古紙」が占めています。

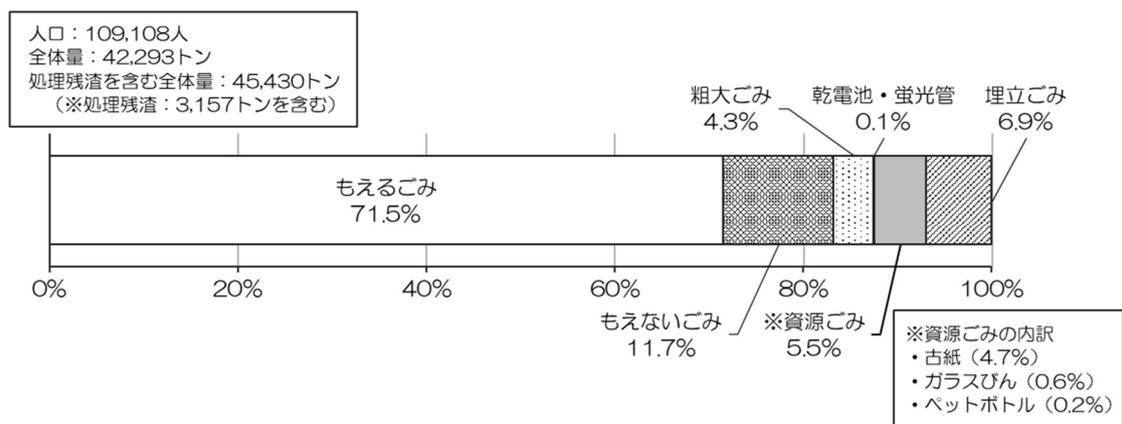


図 2-6 ごみ排出量の種類別内訳

（資料：令和元年度一般廃棄物処理実態調査【環境省】衛生課）

家庭系ごみでは、「もえるごみ」、「もえないごみ」で近年やや減少傾向が見られる一方で、「粗大ごみ」で微増傾向が見られます。直近5年間の「資源ごみ」の割合は、5～7%の間で推移しています。

事業系ごみでは、「もえるごみ」が全体の90%以上を占め、近年その割合は高くなる傾向が見られます。

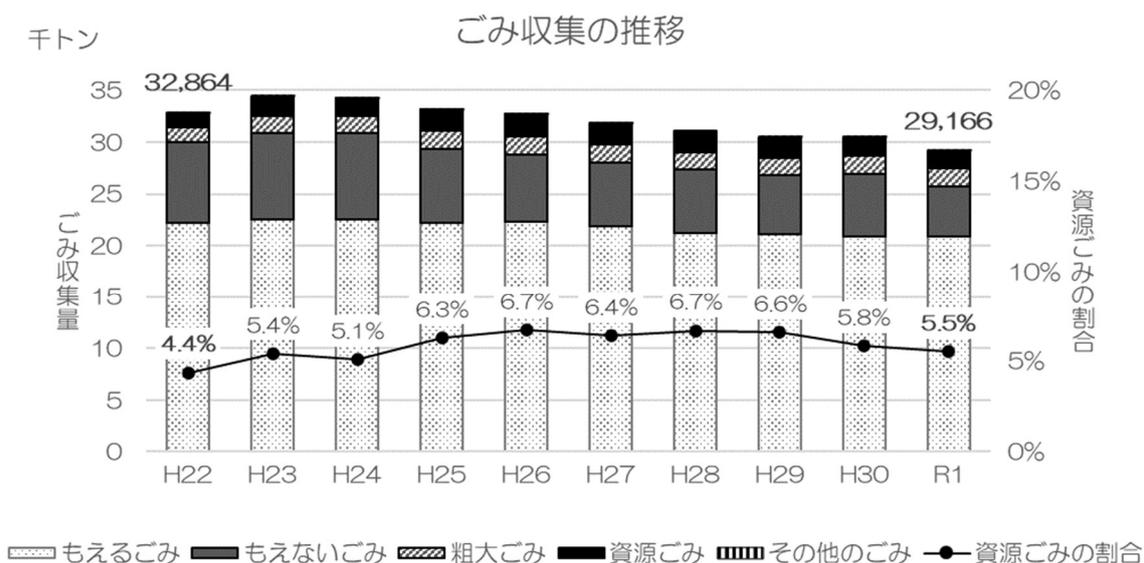


図 2-7 家庭系ごみの種類別排出量の推移

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査【環境省】)

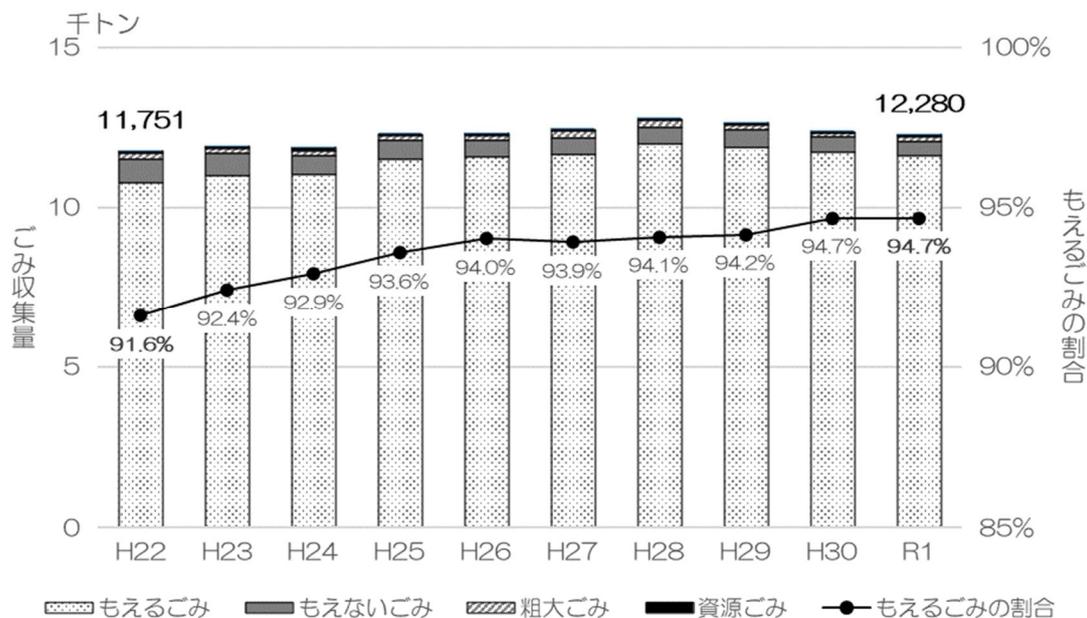


図 2-8 事業系ごみの種類別排出量の推移

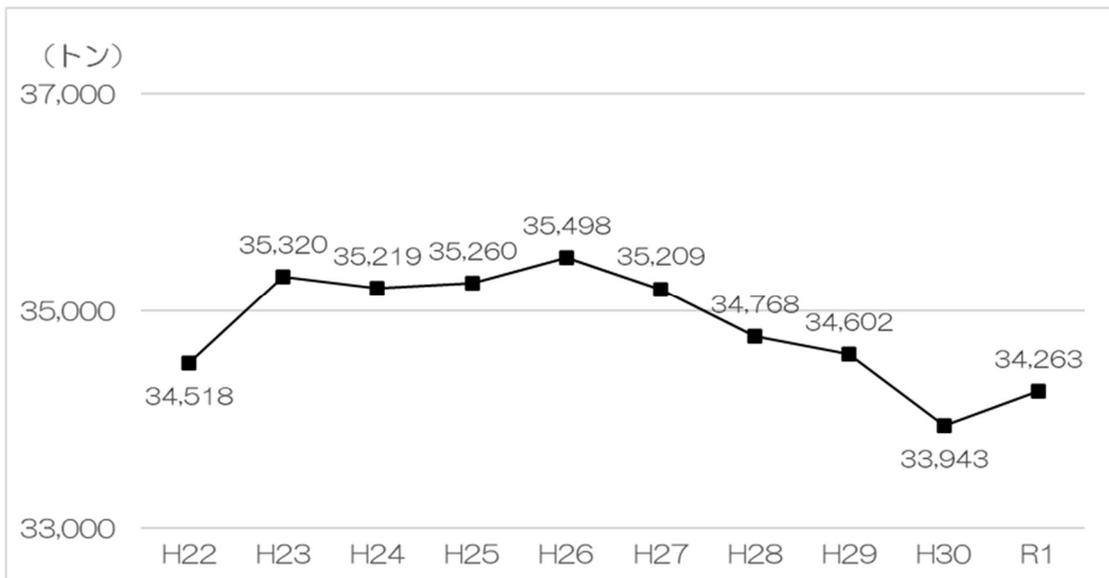
(資料：各年一般廃棄物処理実態調査【環境省】)

2) 中間処理

①焼却処理の状況

本市では、分別収集した「もえるごみ」を直接焼却するとともに、粗大ごみ処理施設やペットボトル資源化施設における中間処理後の可燃残さを焼却処理しています。

近年の焼却処理量は、平成 27 年度までは 35,000 トン程度で横ばいに推移し、平成 26 年度をピークに平成 30 年度までは前年度より減少していましたが、令和元年度は平成 22 年度とほぼ変化のない状況に増加しています。「もえるごみ」のごみ質は、紙類、厨芥類、プラスチック類が大半を占めています。



(資料：各年一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】)

図 2-9 ごみの焼却処理量の推移

■「もえるごみ」の組成 (資料:ごみ質調査結果報告書(令和3年9月))

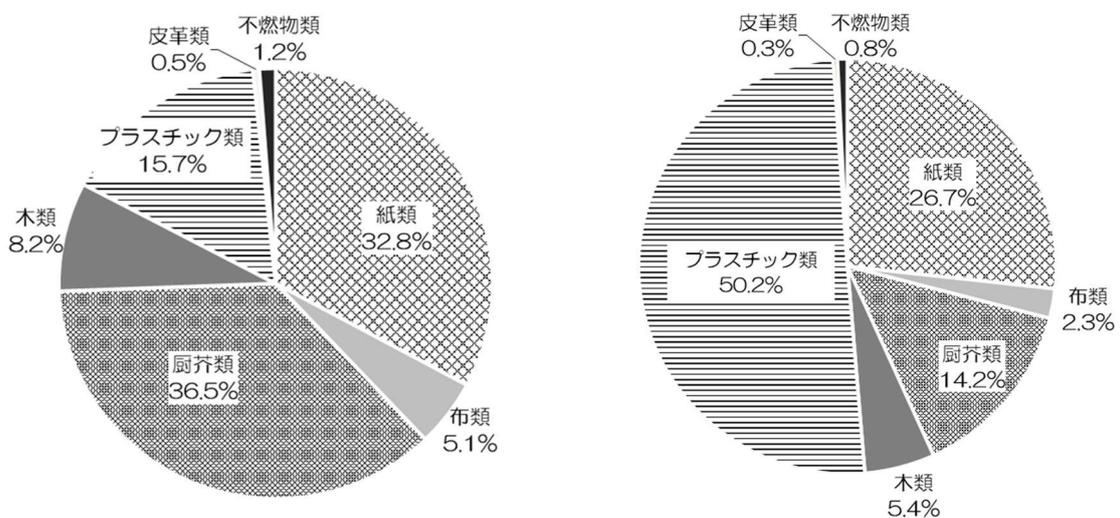


図 2-10 「もえるごみ」の重量比(左)と容積比(右)

【※第1回目調査(7月12日~13日)・第2回目調査(8月30日~31日)の平均値】

②資源化の状況

本市では、下記の3通りの方法でごみの再資源化に取り組んでいます。近年の資源化量は、4,000～5,000トン程度でしたが、平成25年度をピークに減少しています。令和元年度では、資源化量が4,000トンを下回っている状況です。また、リサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。

■分別収集

資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）及び乾電池を他のごみと分別収集しており、専門処理業者に引き渡して資源化しています。

■ごみ処理施設での中間処理

焼却施設及び粗大ごみ処理施設において、中間処理の工程で金属類を回収し、それらを資源化しています。

■市民等の自主的な集団回収

市民の自主的な活動として、学校（PTA）などを通じた資源ごみ（新聞・雑誌、ダンボール等の紙類と金属類（アルミ缶））の集団回収が行われており、市はこれを支援しています。

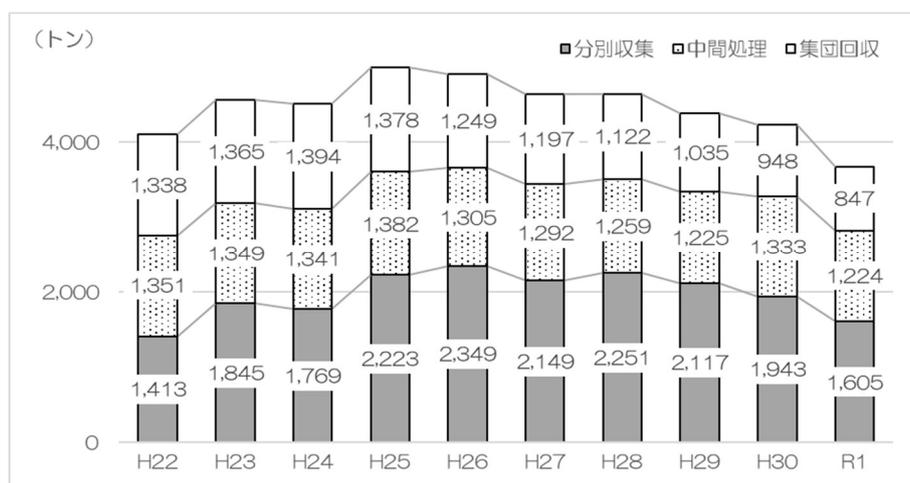


図 2-11 資源化量の推移

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】)

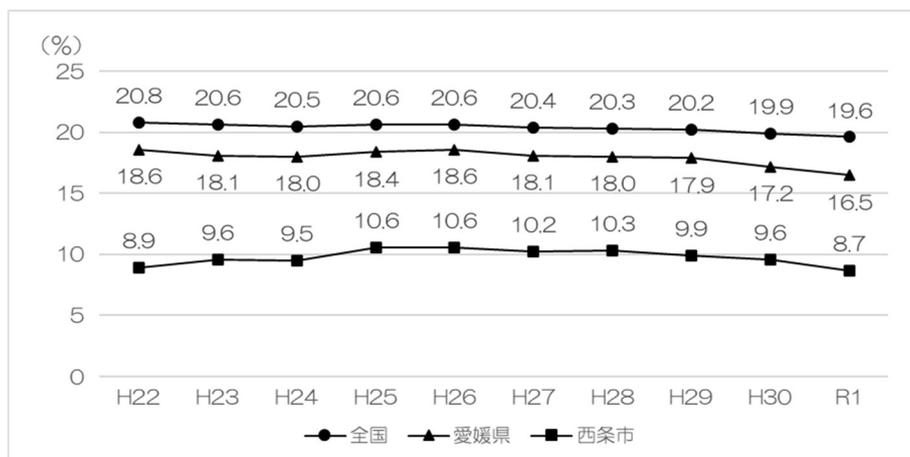


図 2-12 リサイクル率の推移

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】)

3) 最終処分

本市では、一般廃棄物最終処分場に直接搬入される瓦やがれきなどの「埋立ごみ」のほか、ごみ焼却施設で発生する焼却残さ（固形化飛灰・炉下不燃物）、粗大ごみ処理施設で発生する不燃残さを埋立処分しています。

平成27年度以降は、埋立ごみ量が約4,300トン前後で推移していましたが、令和元年度は3,157トンになり、平成22年度の約53.4%に減少しています。これに対して、処理残さの処分量は年間5,000トン前後でほぼ横ばいに推移しています。

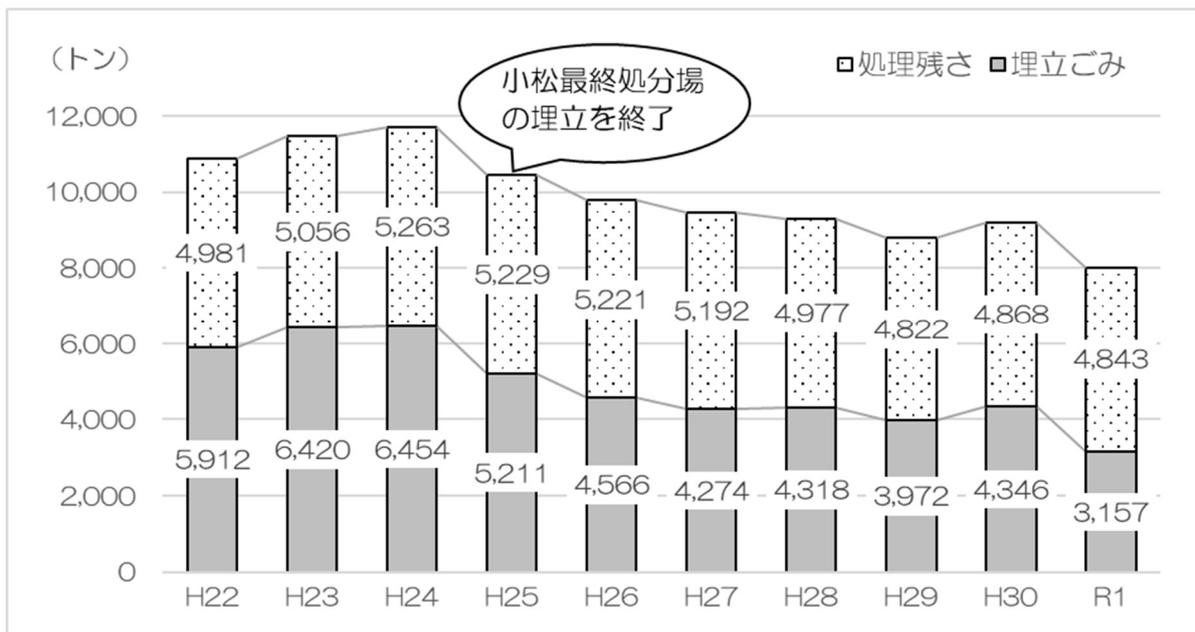


図 2-13 最終処分量の推移

(資料：各年一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】)

4) 温室効果ガスの排出状況

ごみの収集・運搬・焼却処理・埋立処分に伴って、下表に示す温室効果ガスが発生しますが、本市ではごみの収集・運搬を業者委託していること、「埋立ごみ」には温室効果ガス発生に寄与する生ごみ等が含まれないことなどから、ごみ収集・運搬車輛の走行、ごみの埋立は除外して温室効果ガス排出量を算定しました。

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量は、令和元年度の「ごみ処理」に関する温室効果ガス排出量は、16,490 t-CO₂で基準排出量（平成27年度排出量）の9,366 t-CO₂に対して7,124トン（76.1%）増加しています。温室効果ガス排出量は、「もえるごみ」の中のプラスチック類の割合に大きく依存します。

表 2-12 ごみ処理に伴って発生する温室効果ガス

ごみ処理の種別	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	フロン類
ごみ収集・運搬車輛の走行	○	○	○	
ごみ焼却		●	●	
廃プラスチック焼却	●			
ごみの埋立		○		

●：発生（算定対象）、○：発生（算定除外）、無印：発生しない

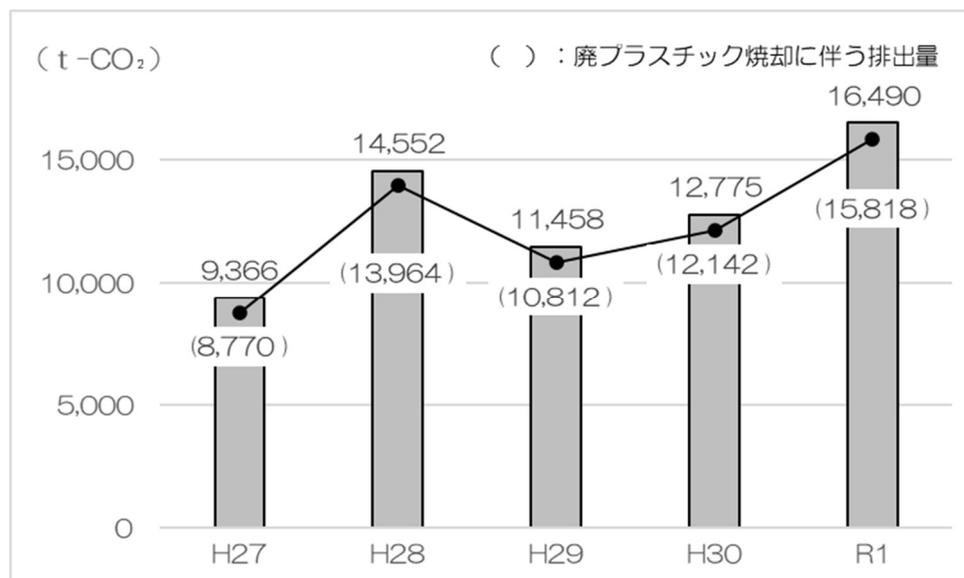


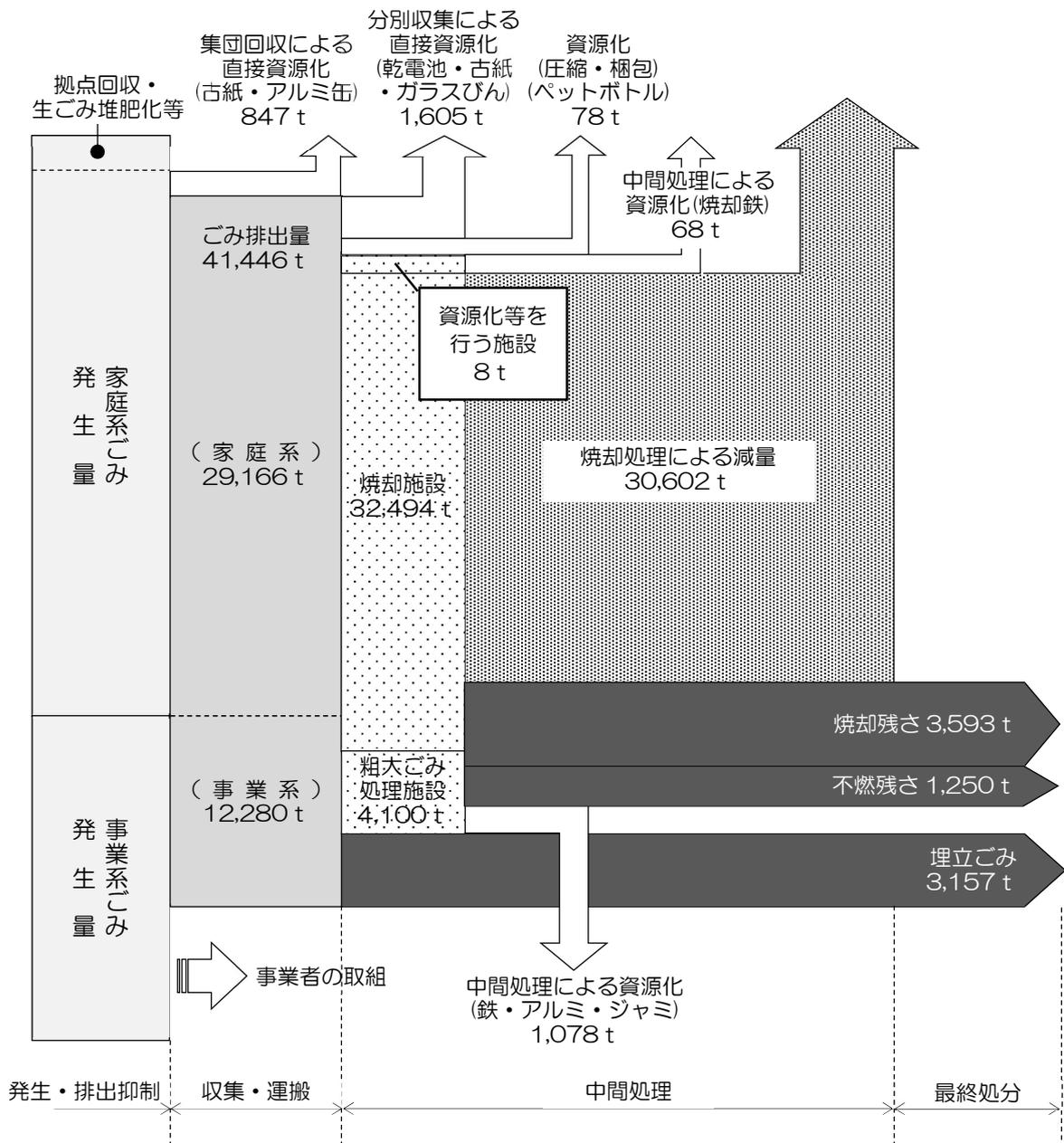
図 2-14 温室効果ガス排出量の推移

(資料：CO₂ ダイエット5年計画（第3期）【西条市】)

5) ごみ処理のまとめ

令和元年度における本市のごみ処理量は、下図のとおりです。

ごみ排出量は、家庭系と事業系を合わせて41,446トンでした。このうち、分別収集及び集団回収で2,530トンを経済資源化しました。また、中間処理によって30,602トンを減量(焼却)し、1,144トンを資源化しました。その結果、埋立ごみや処理残さとして8,000トンを最終処分しました。



※ 合計値は四捨五入の関係で合わない場合があります。

図 2-15 ごみ処理量のまとめ

(資料：令和元年度 一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】)

3 ごみ処理の評価と課題

1) 各種指標による評価のまとめ

循環型社会形成に関する3つの視点（廃棄物の発生、廃棄物の再生利用、最終処分）及び経済性に関する視点（費用対効果）から、5つの指標を用いて本市のごみ処理を評価した結果を下表にまとめます。

この結果によると、循環型社会形成に関しては、いずれの視点においても全国類似都市及び県内20市町よりも劣っています。その反面、経済性に関しては、全国類似都市及び県内20市町と比較して良好であり、循環型社会形成に係る指標の向上を図る余地は十分あるといえます。

表2-13 本市のごみ処理の評価

視 点	指 標	評 価 の ま と め
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりのごみ総排出量 1.059g/人・日 ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の平均値よりも多く、県内20市町との比較では4番目に多い状況で、平均よりも劣っています。
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (資源化量/総排出量) 0.087 t/t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} との比較、県内20市町との比較において、共に平均値よりも低く、劣っています。
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (最終処分量/総排出量) 0.189 t/t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} との比較、県内20市町との比較でも、最大値で劣っています。
経済性	人口1人当たりの年間処理経費	10,501円/人・年 ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の比較、県内20市町との比較において、共に平均値を下回り、良好な状態です。
	最終処分減量に要する費用	29,363円/t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の平均値を下回っていると同時に、県内20市町との比較では3番目に少なく良好な状態です。

※1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（令和元年度実績版、環境省）による。

※2 人口規模10万人以上～15万人未満、二次・三次産業人口比95%未満、三次産業人口比55%以上の都市で、西条市を含む22都市を対象とする。

2) 具体的施策取組状況における評価のまとめ

本計画では、目標達成のために、3つの基本方針と13の基本施策の下で具体的な取組を展開していますが、平成29年度から5年の間、以下の4つの取組については進捗が思わしくない状況です。

- 家庭系ごみの有料化の検討
- リユース・リペアの促進
- プラスチック製品の再資源化推進
- 資源ごみの分別収集体制の強化

3) ごみ処理の課題

①ごみ減量に向けた発生・排出抑制の取組の推進

近年、本市のごみ排出量は人口減少にともない減少傾向にありますが、1人1日当たりの排出量は、全国や県内他自治体の平均を大きく上回る状況で推移しています。今後は、家庭系ごみの発生・排出を抑制するために、市指定ごみ袋の無料配布の廃止や有料化等の実現が不可欠となります。また、アンケート結果により、事業系ごみについては、紙類や紙製包装類の減量・資源化が可能と考えている事業者が多いことを踏まえ、本市全体で実施可能な取組を展開していくことが重要です。

市民アンケート結果によると、「本市のごみの状況や問題点が伝わってこない」、「ごみを減らすことは大切なことだと思うが、実践できていない」、「ごみを減らしても、効果を実感できない」という意見が多く、市民に対する分かり易い情報提供や啓発活動が引き続き必要な状況にあるといえます。そして、「資源ごみを出そうにも近くに捨てる場所がない」という意見も多くあることから、ごみ収集実施体制の早急な整備を検討することが重要です。

また、市指定ごみ袋の有料化導入に対して概ね肯定的な意見が増加しており、制度の導入に向けさらなる市民の合意を形成していくことが重要です。

②食品ロスの課題

本市のごみ質組成調査の結果より排出されたごみの中身には、食べられるのに捨てられたもの、未利用食品、食べ残し、過剰除去（調理くずを含む）と思われるものが全体の重量比のうち36.5%と多く存在しました。令和元年度における日本の食品ロスは、年間約570万トン、国民1人当たり1日約124gと言われており、食品ロスは地球規模で大きな環境問題となっています。

今後、食品ロスを削減することが、ごみ減量に大きく寄与することから、食品ロス削減に向け食品ロスの発生要因を追求し、事業者、市民が一体となって対策を検討する必要があります。

③中間処理施設の延命化とリサイクルの推進

本市の中間処理施設である道前クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を令和6年度まで実施しています。これに伴い、令和16年度までは、同センター内でのごみ処理が可能となる予定です。

今後は、さらなるリサイクルの推進を図り、中間処分量を削減し、道前クリーンセンターの負荷を下げていく必要があります。そのために、ごみ分別の徹底を強化するとともに、市民の皆さまにもご協力いただき、プラスチック製品等の拠点回収の実施や新たな品目の資源化を進めていくことが重要です。また、事業系ごみについては、現在の抑制施策の継続に加えて、事業所内でのリサイクル推進に向けた取組を啓発していくことが課題です。

④超高齢社会の到来や生活様式の多様化を見据えたごみ処理体制・サービスの提供

本市でも少子高齢化が進んでいることを踏まえ、近い将来の超高齢社会に向けた対応として、ごみ出し困難者に対する戸別回収実施等の検討、ごみ出しルールのわかりやすい説明や指導、情報提供など、時代に即した多様な生活様式等に対するサービスの充実を図る

必要があります。

また、高齢者の体力的な負担軽減や、多様化する生活様式に配慮して、現行のごみステーションの見直し（増設や再配置）のほか、ごみ処理体制の最適化について検討していくことが重要です。

⑤ごみ処理に対する市民意識の高揚

ごみの排出責任を明確化し、不法投棄を防止するとともに、まちの美化推進を図るため、市がこれまで取り組んできた広報等による普及・啓発活動を引き続き推進し、市民意識の高揚に今後も努める必要があります。また、ごみ処理に対するマナー向上を始めとして、環境問題全般に関する市民の理解を深めるため、子どもから大人まで対象を拡大し、環境教育をより一層推進していく必要があります。

ごみ減量に向けてハード整備だけではなく、市民の意識を改革するソフト施策をより一層展開することが重要です。

⑥地球環境の保全に向けた取組の推進

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、今後の地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効し、我が国もこれを批准しました。また、我が国は、令和3年4月に、2030（令和12）年度において、温室効果ガス46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、同年10月に地球温暖化対策計画が閣議決定されました。閣議決定された地球温暖化対策計画は、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

新目標実現に向け、ごみ処理が温室効果ガスの発生に大きく寄与していることを踏まえ、ごみの発生・排出抑制とともに、ごみ処理施設における省エネルギーの推進、ごみ焼却排熱等の未利用エネルギーの有効活用などの環境負荷低減に向けた方策を検討し、地球環境保全に貢献していく必要があります。

⑦持続可能な開発目標（SDGs）に関する取組

平成27年9月に、国連の「持続可能な開発サミット」で2030年を目標年に、貧困や飢餓、気候変動への対応やあらゆる格差をなくすなど、発展途上国だけでなく、先進国も一丸となって取り組むべき17のゴールと169のターゲットが設定されました。

こうした社会情勢の中、本市は、令和3年5月に、西条市が国際連合の提唱するSDGs（持続可能な開発目標）達成のため積極的に取り組む都市として「SDGs 未来都市」とともに、先導的な事業提案として「自治体 SDGs モデル事業」に選定されました。「西条市 SDGs 未来都市計画」との整合を図るためにも、ごみ処理問題は、優先的に取り組む必要があり重要視されています。





第3章 計画の目標

1 目指すべき姿

本市では、最上位計画の『第2期西条市総合計画』において、将来都市像を「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」と定めています。また、環境分野の上位計画『第2期西条市環境基本計画』では、「石鎚に生まれ 水も緑も人も輝くまち西条～ 子どもから大人までみんなでつなく豊かな自然～」を将来の環境像として、生活環境に係る基本目標を「健やかな環境を守り、資源を活かす循環のまち」としています。

これらのことを踏まえて、本計画では、目指すべき姿を「豊かな自然環境を育む循環型社会形成推進都市・西条」とし、①循環型社会を目指して3Rを推進する、②ごみ処理に係る環境への負荷を可能な限り低減する、③市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりに取り組むの3つを基本方針として施策を進めていきます。

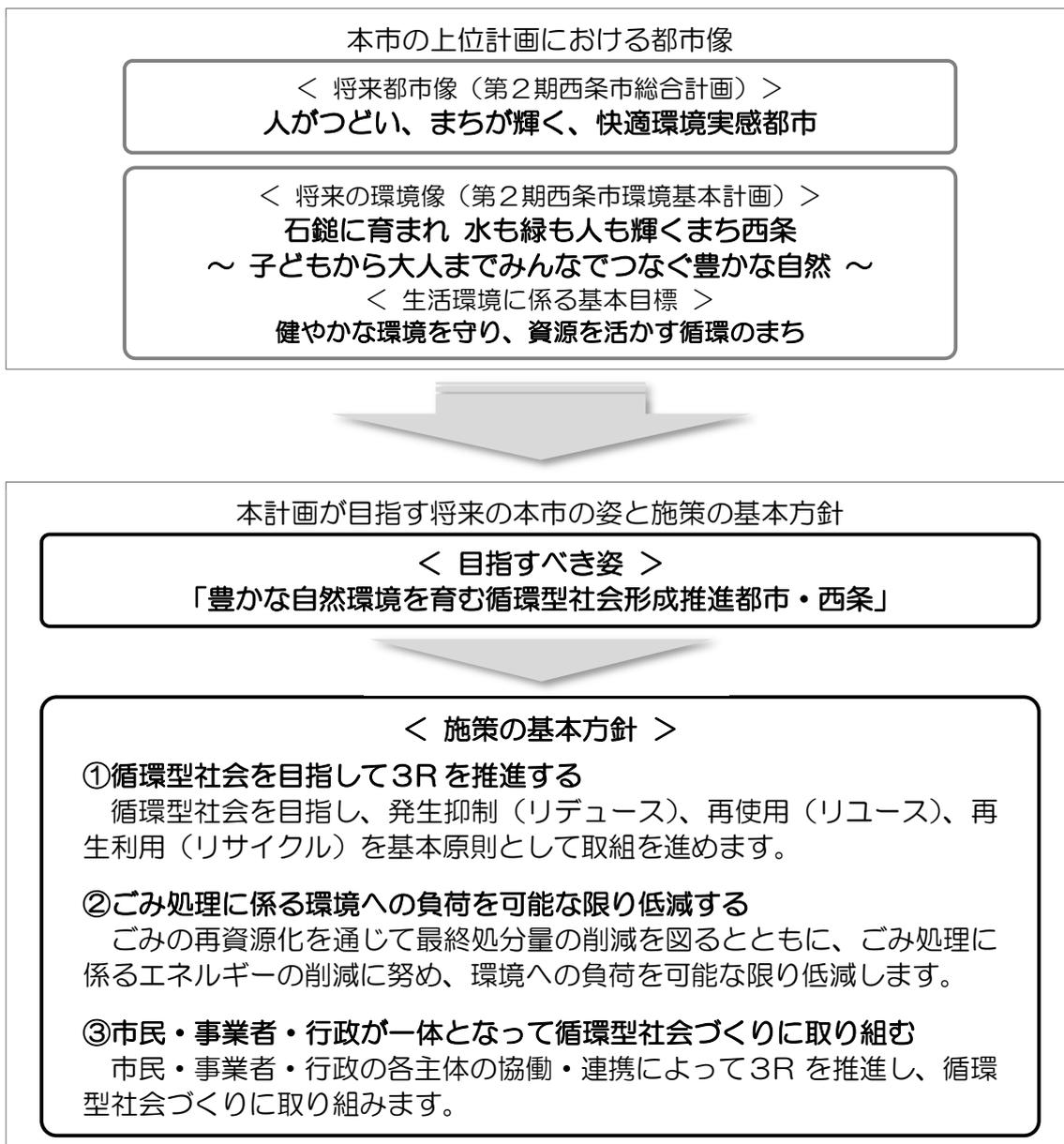


図3-1 本計画の目指すべき姿と施策の基本方針

2 計画の数値目標

1) 目標設定の考え方

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃掃法基本方針」という。）において、令和2年度における一般廃棄物の減量化の目標量を定めています。また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、令和7年度を目標年度として取組を進めていくこととしています。

上位計画におけるこのような目標設定状況から、本計画の目標設定にあたっては、**令和元度を基準年度**として、国の上位計画にあわせて**令和7年度を目標年度**とし、①発生・排出削減目標、②資源化目標、③最終処分量目標の3つの数値目標を設定することとします。また、具体的な目標値の設定にあたっては、国の上位計画を参考とします。

■参考：国・県の上位計画における目標設定状況

国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」並びに「廃掃法基本方針」において、令和7年度を目標年度とする数値目標を掲げています。

表 3-1 国の上位計画等に掲げられた数値目標

上位計画等	項目	H24年度	目標（R7年度）
第四次循環型社会形成推進基本計画	資源生産性※1	—	49万円/トン (H12年度の約2倍)
	循環利用率	—	18% (H12年度の約1.8倍)
	最終処分量	—	13百万トン/年 (H12年度比▲77%)
上位計画等	項目	H24年度	目標（R2年度）※2
廃掃法基本方針	排出量	45百万トン/年 (排出量の約21%)	▲約12%（H24比）
	再生利用量	9.3百万トン/年 (排出量の約21%)	排出量の約27%
	最終処分量	4.7百万トン/年	▲約14%（H24比）

※1 資源生産性：GDP/天然資源等投入量

※2 「廃掃法基本方針」の目標は、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないことから、令和2年度は改定を行わない趣旨があり、目標年度の表記を令和2年度としています。

一方で、県は「第四次えひめ循環型社会推進計画」を令和2年度に終え、第五次計画を策定する予定としています。

2) 具体的な目標

①発生・排出削減目標

ごみの発生・排出削減に関しては、国の「廃掃法基本方針」を参考とし、令和元年度（基準年度）に対して、令和7年度までにごみ発生・排出量を約 8.7%削減する下表の目標を設定することとします。なお、この目標値は、「廃掃法基本方針」における平成 24 年度の本市のごみ発生・排出量に対しては、約 19.1%の削減となります。

表 3-2 本計画におけるごみ発生・排出削減目標

項目	令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (目標年度)
ごみ発生・排出量	42,133 トン/年	38,477 トン/年 (H24 比▲約 19.1%) (R1 比▲約 8.7%)
	1,058 g/人・日	954 g/人・日

※上段は市全体、下段は1人1日当たりのごみ発生・排出量

※基準年度値は、目標年度値算出の際、地区ごとに過去実績を用いて収集区分ごとにトレンド法による回帰分析を実施し推計しているため、環境省実態調査の値と相違があります。

【参考】上位計画等との整合性

項目	H24 年度 (「廃掃法基本方針」の現状年度)	令和2年度 (「廃掃法基本方針」の目標年度)
ごみ発生・排出量	47,567 トン/年	41,900 トン/年 (H24 比▲約 12%)

【発生・排出削減目標の達成に向けたシナリオ】

上記の目標を達成するために、家庭系「もえるごみ」の排出量を市民1人1日当たり 47g、事業系「もえるごみ」の排出量を事業者1日当たり 1.4トン削減することにより、市全体排出量（集団回収量を含む）を、令和7年度までに市民1人1日当たり 954g/人・日以下とします。

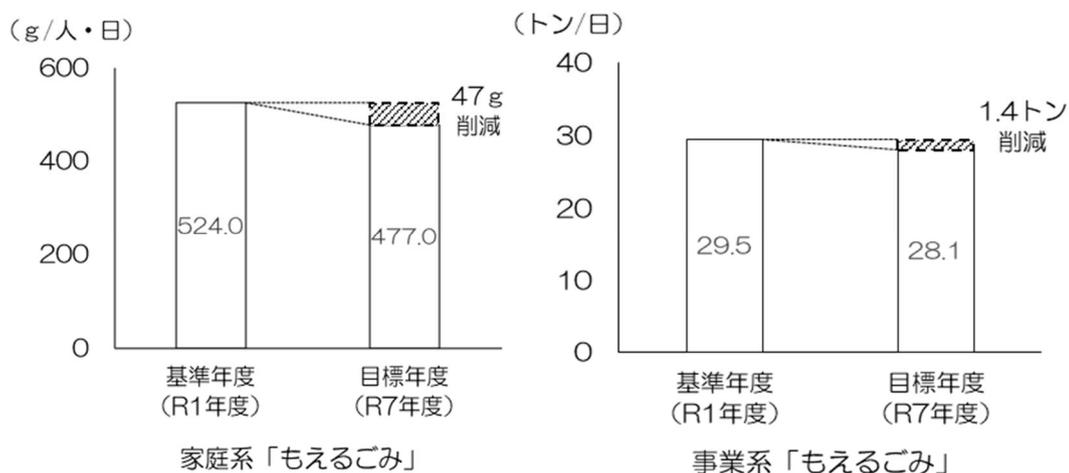


図 3-2 「もえるごみ」の排出量原単位の変化

前ページのごみの発生・排出削減の実現に向けて、市民一人ひとりが取り組む家庭系ごみ削減方法の具体例を以下に示します。(※削減量の目安は、「もえるごみ」のごみ質調査結果をもとに試算した値です。)

1人1日あたりの減量 (目標値: 47g)

■衣類を減らそう! (削減量の目安: 5.7g)

- ・着なくなった服などはフリーマーケットに出品したり、知人や近所の人に譲ったりして、有効に利用してもらいましょう。
- ・新しい服を購入する際に、販売店の引取りサービスを活用しましょう。



■手付かずの食品を減らそう! (削減量の目安: 1.9g)

- ・「賞味期限」と「消費期限」の違いを意識して、その期限内に食べきれるように、食材は必要な量だけ購入しましょう。
- ・冷蔵庫では、保管方法の工夫と週に1回は中の食材を整理しましょう。



■食べ残しを減らそう! (削減量の目安: 31.4g)

- ・食べ残しが出ないように、食べられる分だけ調理しましょう。
- ・残った料理を他の料理にリメイクしてみましょう。
- ・生ごみ処理機やダンボールコンポストなどを利用して、食べ残しを堆肥として有効に活用しましょう。



■調理くずを減らそう! (削減量の目安: 7.2g)

- ・捨てる部位が少なくなるように、調理方法を工夫しましょう。
- ・野菜などの切れ端は、国や県の料理レシピを活用してみましょう。
- ・生ごみ処理機やダンボールコンポストなどを利用して、調理くずを堆肥として有効に活用しましょう。
- ・生ごみは十分水きりして捨てましょう。



■レジ袋を減らそう! (削減量の目安: 0.8g)

- ・買い物へ行く時は、買物袋(マイバッグ)を持って行きましょう。
- ・スーパー等では、不要なレジ袋の使用を断るようにしましょう。



②資源化目標

ごみの資源化に関しては、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」並びに「廃掃法基本方針」を参考とし、令和元年度（基準年度）に対して、令和7年度までにリサイクル率を12%以上に向上させる下表の目標を設定することとします。なお、この目標値は、実数で「第四次循環型社会形成推進基本計画」の循環利用率に準じ、平成24年度比で2.5%の向上（「廃掃法基本方針」以上）を目指すものとなります。

表 3-3 本計画における資源化目標

項目	令和元年度 (基準年度)	R7年度 (目標年度)	※参考 (H24との比較)
リサイクル率	9.6%	12%以上	9.5% (2.5%以上増加)

※基準年度値は、目標年度値算出の際、地区ごとに過去実績を用いて収集区分ごとにトレンド法による回帰分析を実施し推計しているため、環境省実態調査の値と相違があります。

【資源化目標の達成に向けたシナリオ】

上記の目標を達成するために、家庭系ごみにおいて「もえるごみ」として排出されているごみについて、家庭系ごみ袋の有料化によるごみの分別徹底、粗大ごみの戸別収集によるリユースの促進、資源ごみの拠点回収検討や設置、啓発による分別の徹底を図り、現行の「資源ごみ」収集量を年間1,300トン増やします。これにより、総資源化量は、現在、資源化しているものとあわせて年間4,700トンとし、リサイクル率12%以上を目指します。また、プラスチック製品の分別収集については、国や他自治体の動向を注視し検討します。

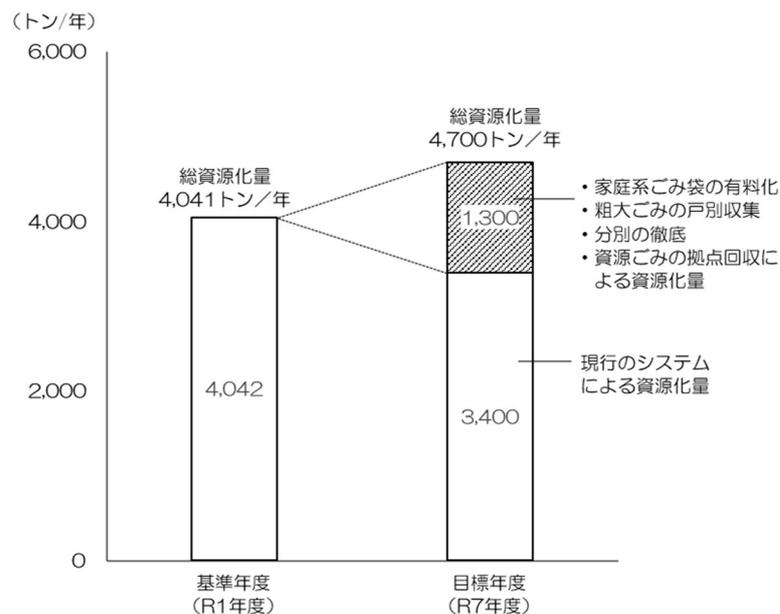


図 3-3 総資源化量の変化

前ページの資源化の実現に向けて、分別の徹底と新たな分別収集を進めるにあたり、市民一人ひとりの取組の具体例を以下に示します。

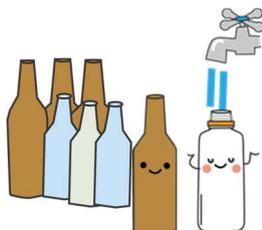
■「もえるごみ」の中の「資源ごみ」の分別を徹底しよう！

(新たな資源化量(見込):年間 1,300トン)

- ごみの分別方法や、「資源ごみ」の収集日は、ごみカレンダーや分別アプリで確認しましょう。
- 菓子箱などの雑がみは、雑誌と一緒に縛って古紙として出しましょう。
- 地域の集団回収活動に参加・協力するとともに、新聞や雑誌等の古紙を集団回収に出しましょう。
- 古紙を回収に出せない場合は、きちんと分別して「資源ごみ」の収集日に出しましょう。「もえるごみ」として混ぜて出すと、資源化できません。
- その他、ペットボトルやガラスびんなどもきちんと分別して、「資源ごみ」として出しましょう。
- 資源ごみの拠点回収(今後実施予定)を有効活用しましょう。
- 民間業者が行っている資源ごみの店頭回収を有効活用しましょう。



「もえるごみ」などと混ぜずに、「資源ごみ」として分別して出しましょう。



ガラスびん、ペットボトル等の容器は、汚れていると資源化できません。中身を使い切ってから、簡単に水洗いして出しましょう。



ペットボトル等の容器は、キャップを取りはずし、潰して資源ごみに出しましょう。外したキャップはもえるごみで出しましょう。

③最終処分量目標

ごみの最終処分に関しては、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」を参考とし、令和元年度（基準年度）に対して、令和7年度までに最終処分量を7,050トン／年に削減する下表の目標を設定することとします。なお、この目標値は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」の削減率以上を目指すものとなります。

表 3-4 本計画における最終処分量目標

項目	R1年度 (基準年度)	R7年度 (目標年度)	※参考(H24実績値) (H24との比較結果)
最終処分量	8,002トン／年	7,050トン／年	11,677トン／年 (約40%の削減)

※基準年度値は、目標年度値算出の際、地区ごとに過去実績を用いて収集区分ごとにトレンド法による回帰分析を実施し推計しているため、環境省実態調査の値と相違があります。

【最終処分量目標の達成に向けたシナリオ】

上記の目標を達成するために、前記のような発生・排出削減及び資源化の取組を進め、令和7年度までに最終処分量を年間概ね7,050トン以下とします。

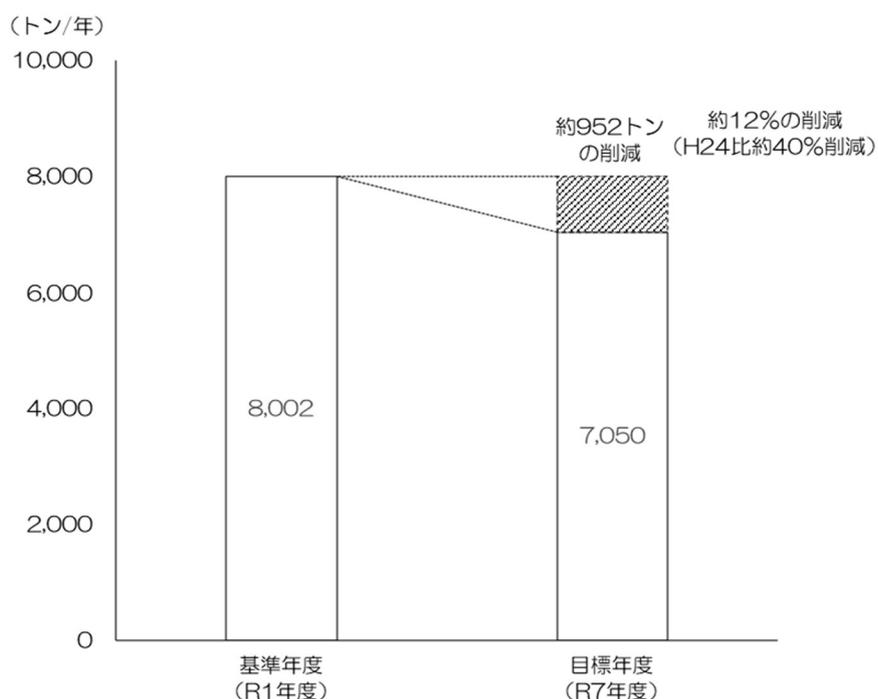
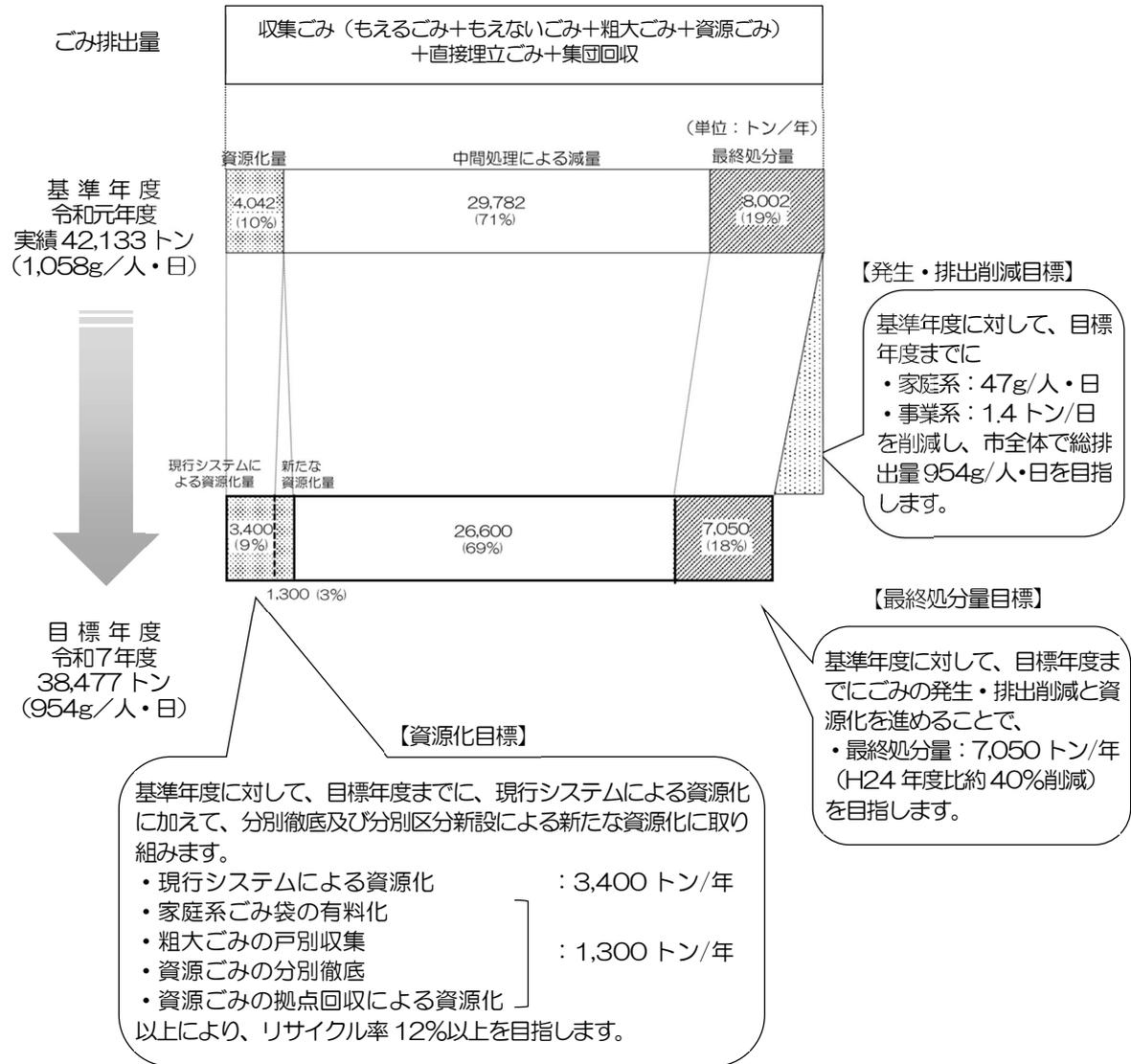


図 3-4 最終処分量の変化

④目標量のまとめ

基準年度及び目標年度におけるごみ排出量・処理量の収支を総括すると、下図のとおりとなります。



目標種別	令和元年度実績値 (基準年度)	令和7年度目標値 (目標年度)
発生・排出削減目標 ※上段：市全体 中段：1人1日当たり(家庭系+集団回収) 下段：1人1日当たり(市全体)	42,133トン/年	38,477トン/年 (R1比▲約8.7%)
	750g/人・日	685g/人・日
	1,058g/人・日	954g/人・日
資源化目標(リサイクル率)	9.6%	12%以上
最終処分量目標	8,002トン/年	7,050トン/年

※基準年度値は、目標年度値算出の際、地区ごとに過去実績を用いて収集区分ごとにトレンド法による回帰分析を実施し推計しているため、環境省実態調査の値と相違があります。

図3-5 本計画における数値目標(まとめ)

第4章 ごみ処理施策の展開

1 ごみ処理施策の体系

本市のごみ処理行政における目指す将来の姿を実現するため、3つの施策の基本方針に基づき、4つの施策の大綱、13の基本施策の下で、具体的な取組を展開していきます。

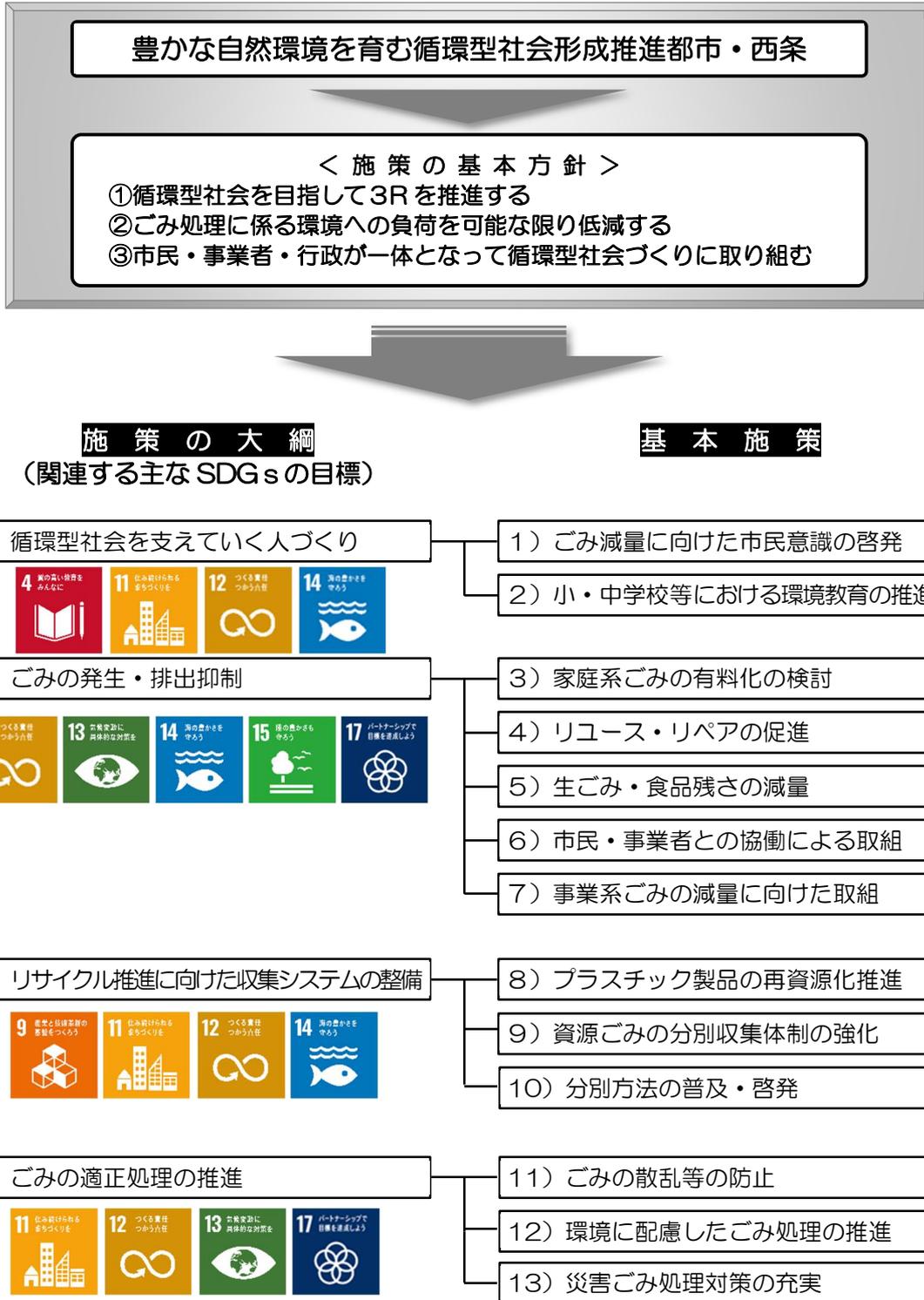


図 4-1 本市のごみ処理施策の体系

2 基本施策と具体的な取組

I 循環型社会を支えていく人づくり

循環型社会づくりの推進にあたっては、市民・事業者・行政が一体となって3Rに取り組むことが不可欠です。一人ひとりが資源を限りあるものとして認識し、自らのライフスタイルや事業活動を見直すとともに、適切な情報をもとに行動していくことが重要です。

以上のことを踏まえ、市民意識の向上と環境教育を通じて、循環型社会を支えていく人づくりに取り組みます。

関連するSDGsの目標



取組の現状

「循環型社会を支えていく人づくり」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●普及・啓発活動の推進

- ・市ホームページを始めとした広報による情報提供
- ・自治会等への説明会の実施

●環境教育の推進

- ・ダンボールコンポスト親子教室の実施
- ・ごみ処理施設見学会（小学4年生対象）の実施
- ・総合的な学習の時間を利用した小・中学生、高校生へのごみ教室（市職員による出前講座）の実施

施策の方向

市民へのアンケート調査結果では、子どもから大人まで幅広い層を対象とした教育・意識啓発や、ごみ処理の現状や問題点及びごみ減量効果の見える化など、ごみ処理に関する情報提供を求める意見が多く寄せられました。それらの要望に留意して内容の拡充を図りながら、引き続き次の2つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

■基本施策1：ごみ減量に向けた市民意識の啓発

■基本施策2：小・中学校等における環境教育の推進

1) ごみ減量に向けた市民意識の啓発

ごみ減量・資源化の取組を市民に促すため、我が国におけるごみ問題や本市のごみ処理の現状等について正しく理解してもらい、取組の必要性とその具体的な方法をわかりやすく伝えることによって、自ら考えて行動する人を育みます。

まずは、市民一人ひとりの「ごみを減らそう」という心を育み、「できることへの参加」を促す取組を実施していきます。

具体的な取組

① 広報、自治会への説明会等を通じた情報提供

広報・ホームページ・SNS 等において、記事の掲載や動画等の公開をして、ごみ問題等に関する情報提供を積極的に行います。また、新自治会長を対象に、ごみ減量等をテーマとした説明会を継続的に実施します。

② ごみ処理に関する地域学習会等の開催

地域や公民館等の要請に応じて、ごみ処理に関する学習会を開催します。プログラムには、必要に応じて施設見学会なども盛り込み、内容の充実を図ります。



2) 小・中学校等における環境教育の推進

将来を担う子どもたちの環境教育を進め、実際どのようにごみ処理が行われているかを「聞く、知る、体験する」ことを通じて、子どもたちが循環型社会に関心を持ち、その必要性について考え、行動するためのきっかけをつくります。

具体的な取組

①ごみ分別に関する出前講座

環境教育はSDGsの観点からも重要な取組のため、対象を学生とし、小・中学生に高校生を新たに加えることとします。市内小・中学校、高等学校等からの要望に応じて、市の担当職員が学校に出向き、ごみの分別方法やごみの収集・運搬に関する出前講座を引き続き行っていきます。実施にあたっては、「総合的な学習の時間」等を活用し、委託収集運搬業者の協力を仰ぎます。

②児童・生徒等を対象としたごみ処理施設見学会の開催

市内全ての小学4年生を対象に実施しているごみ処理施設の見学会を、今後も継続して開催してまいります。



ごみ処理施設見学会

③子ども向け学習資料の開発

子供たちが幼少期より「一般廃棄物（ごみ）」に対する興味・関心を高めることが、将来のごみ排出抑制や3R推進に必要不可欠になります。子ども向けの「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や「YouTube 動画」等を作成し、学習資料の充実を図ります。

Ⅱ ごみの発生・排出抑制

循環型社会づくりの第一歩は、家庭や事業所で発生し、ごみとして排出されるものを減らすことです。本市の1人1日当たりのごみ排出量が全国平均値を上回る現状を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって一層のごみの発生・排出抑制に取り組めます。

関連するSDGsの目標



取組の現状

「ごみの発生・排出抑制」につながる施策として、以下の取組を進めています。

●発生・排出削減の実践

- ・生ごみ処理容器、生ごみ処理機の購入補助
- ・廃食用油、小型家電の拠点回収
- ・西条エコショップ制度に基づくエコショップの認定
- ・おいしい食べきり運動推進店の認定

●経済的手法の検討

- ・家庭系ごみの有料化の検討
- ・資源ごみの拠点回収の検討
- ・粗大ごみの戸別収集の検討



廃食用油の拠点回収
(市役所新館2階)

施策の方向

家庭系ごみは、本市のごみ排出量の約7割を占め、その大部分は厨芥（生ごみ）、紙などの「もえるごみ」です。また、3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いにも関わらず、リデュース・リユースは全国的にもあまり進んでいません。さらに、前計画からの課題として、家庭系ごみの有料化などが残されています。こうしたごみ発生・排出の現状と課題を踏まえ、次の5つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策3：家庭系ごみの有料化の検討
- 基本施策4：リユース・リペアの促進
- 基本施策5：生ごみ・食品残さの減量
- 基本施策6：市民・事業者との協働による取組
- 基本施策7：事業系ごみの減量に向けた取組

3) 家庭系ごみの有料化の検討

現状、家庭系ごみについては、各戸に毎年一定枚数の「もえるごみ」・「もえないごみ」の指定ごみ袋と「粗大ごみ」の処理券を無料で配布しており、それを上回って排出する場合のみ、指定ごみ袋と処理券を有料としています。今後は、ごみの発生・排出抑制に対する市民の行動意欲を高めしていくことや受益者負担の公平性から、この制度を見直して引き続き、指定ごみ袋の完全有料化を検討します。

具体的な取組

①指定ごみ袋及びその無料配布制度の見直し

人口減少やごみの減量に向けた他の取組によって、将来のごみ発生・排出量は減ることが見込まれます。また、指定ごみ袋については、破れやすい、一袋の容量が大きい、入手が面倒などといった課題があり、市民からは改善が望まれています。このため、有料化の導入に先立って、指定ごみ袋の種類の多様化（中・小サイズの提供）、材質の強化、入手方法（店頭販売の導入）等の見直しを行います。

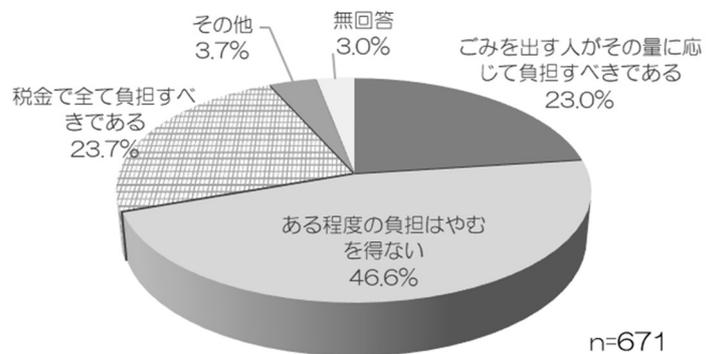
②制度普及のためのインセンティブ付与方策の検討

資源ごみの分別など3Rの推進にも有効な取組を連動させ、ごみ排出者の公平化を図ることによって、家庭系ごみの有料化制度普及のためのインセンティブを付与していく方策を検討します。

③有料化に向けた市民の合意形成の促進

市民へのアンケート調査結果では、家庭系ごみの有料化に関して、「ごみを出す人がその量に応じて負担すべき」といった肯定的な意見と「ある程度の負担はやむを得ない」といった意見が多数を占めています。このことから、上記の取組を進めながら合意形成を図り、市民が納得できる形での制度導入を検討していきます。

指定ごみ袋の完全有料化導入について



(資料：市民アンケート調査)

4) リユース・リペアの促進

衣服や食器類などを始めとして、まだ使えるにも関わらず流行や嗜好に合わないことを理由に、ごみとして捨てられているものがあります。また、おもちゃ、家具、自転車等、壊れて捨てられたものの中には、修理すれば再び使えるものも少なくありません。これらのものを寿命が来るまで大切に使い切るため、リユース（再利用）・リペア（修理）を促進します。

具体的な取組

①粗大ごみの戸別収集

少子高齢化が進む中、「粗大ごみ」については、個人でごみ処理施設へ持ち込んだり、収集場所に出したりすることが困難な場合が生じます。このようなごみ排出困難者への支援として、戸別収集の導入を検討します。

また、「粗大ごみ」の中には、大切に扱えば修理して再利用できるものもあります。現行の戸別収集を充実させるとともに、不用品をごみとして排出しないように、リユース（再利用）・リペア（修理）推進・誘導を図ります。

②グリーン購入の推進

グリーン購入は、環境を考慮し必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない製品等を選び、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。経済活動全体を環境配慮型へ変えていく力を持っています。

再生品等の供給面に加えて需要面からの取組が必要なため、本市は率先してコピー用紙などの再生品を使用します。グリーン購入法に基づく、調達の判断目安として活用されている「エコマーク」があり、エコマーク認定商品または同等品の庁内使用を奨励します。



「エコマーク」
出典：環境ラベル等データベース
【環境省】



③不用品交換支援に係る情報発信の促進

リユースの促進に向けて、不用品交換に係る情報を広報や市ホームページで発信します。

④3Rの基本方針を各視点での徹底

循環型社会の形成に向けて、持続可能な資源循環システムを構築するため、以下の基本方針を徹底し、資源としての品質を確保に努めます。



Reduce (リデュース)
Reuse (リユース)
Recycle (リサイクル)

(消費者の視点)

- ・ マイバッグを持って無駄な包装は断わります。
- ・ 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選びます。
- ・ 耐久消費材は手入れや修理をしながら長く大切に使います。
- ・ 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用します。
- ・ 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びます。

(事業者の視点)

- 製品設計時、製品ができるだけ長く使えるように工夫をします（耐久性、修理性等）。
- 製品設計時、製品ができるだけ少ない材料、部品等で構成されるように工夫します（省資源化）。
- 製造時、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫をします。
- 修理や点検等のアフターサービスを充実し、製品の長期使用促進に努めます。
- 販売時は簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努めます。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選択し、機械器具等の手入れ方法や修理方法を工夫して長期使用に努めます。
- 利用頻度の少ないものをシェアする仕組みや不用品を有効活用する仕組みを作ります。
- 食品ロスを削減する仕組みを作ります。

(消費者の視点)



- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出します。
- フリーマーケットやガレージセール等を開催・利用し、不用品の再使用に努めます。

(事業者の視点)

- 製品設計時、本体や部品のリユースがしやすいように工夫を心がけます。
- 使用済製品を回収して本体や部品を再生し、新品同様の再製品化に努めます。
- 使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する仕組みを構築します。

(消費者の視点)



- 資源ごみの分別回収に協力します。
- 資源ごみの効率的な分別回収を広めます。
- リサイクル製品を積極的に利用します。

(事業者の視点)

- 製品設計時、使用後のリサイクルがしやすいように工夫をします。
- 製品化する際、できるだけリサイクル原材料を使うよう努力します。
- 使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努めます。
- 発生した副産物・使用済製品を効率的なリサイクルに努めます（仕組みづくりを含む）。



5) 生ごみ・食品残さの減量

家庭系「もえるごみ」のごみ質調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体重量の40%弱が生ごみ・食品残さであり、ごみの発生・排出抑制に向けては、これらの減量を図ることも最も有効な取組といえます。このため、生ごみ・食品残さがどのように発生するか把握に努めるとともに、発生した生ごみ等を減量する市民の取組を促進します。

※令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされているため、第5章「食品ロス削減の推進」として、新たに詳細を記載することとします。

具体的な取組

①家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施検討

国は、「廃掃法基本方針」において、家庭から排出される食品ロス割合の調査実施市町村数を平成30年度までに200市町村に増大させる目標を設定し、令和元年度実績は146市町村数でした。平成30年度以降も引き続き現行基本方針に基づき、200市町村以上の数値目標を設定しています。これに呼応して、本市においても、家庭を対象とした食品ロスの取組に対するアンケート調査を実施しました。

②生ごみ処理機等の購入補助

本市では、市民自らのごみの減量活動を支援するため、生ごみ処理容器・生ごみ処理機の実購入に係る費用を助成しています。今後も継続して、生ごみ処理容器・生ごみ処理機の実購入を支援します。

③ダンボールコンポスト等の普及促進

市民が家庭で気軽に取り組める生ごみの堆肥化方策の一つとして、ダンボールコンポストがあります。本市では、親子教室などを通じて、ダンボールコンポストの普及促進を図っており、今後もこの取組を継続して実施していきます。



ダンボールコンポスト

④食品ロスの削減

SDGsのターゲット 12.3 において、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる」ことを目標としています。

食べきれない食材は買わない、食べられる分だけ調理する、会食や宴会時の「3010運動（開始30分、閉会10分前に自席で料理を食する運動）」などを心がけることで食べ残し解消の啓発に努めます。



「3010運動」普及啓発用チラシ
出典：環境省ホームページ

6) 市民・事業者との協働による取組

日常の消費活動においては、商品の過剰包装やレジ袋の使用がごみの発生につながっています。こうしたごみを減らすため、商品の簡易包装や、リサイクル製品・再使用可能なリターナブル容器による商品の販売など、市民（消費者）と事業者（製造者・販売者等）が相互に理解し合いながら、協働による取組を進めていきます。

具体的な取組

①エコショップの拡充とマイバッグ持参の奨励

本市では、「西条エコショップ制度」に基づいて、“もったいない”をキーワードに、環境にやさしい買い物ができる店舗をエコショップとして認定しています。

今後もこの制度を継続していくとともに、「量り売り」や「少量・個別パック」の製品販売を推進するよう、引き続き働きかけを行います。事業者への働きかけを積極的に行い、登録店舗数・業種の拡充に取り組みます。また、登録店舗の情報については、市民に広報・市ホームページを通じて広く周知し、環境に配慮した消費行動を促進していきます。

また、令和2年7月より、買い物時のレジ袋の有料化が導入されましたが、さらなるレジ袋の使用を減らすため、市民に対してマイバッグ持参を今後も奨励していきます。

②「おいしい食べきり運動推進店」の拡充

エコショップ制度に加え、外食産業から排出される食べ残し等による食品ロスの削減を推進するため、食べ残しを減らす取組を実践する飲食店、宿泊施設等を「おいしい食べきり運動推進店」として登録し、その取組をホームページ等で広く紹介することで、食べきりの推進に向けた意識啓発を図ります。

令和4年2月末現在、登録店舗は30店舗となり、各店舗の取組内容が本市ホームページ上で確認できます。



おいしい食べきり運動推進店の紹介

③市民への情報発信強化

食品ロス等を削減するために、農林水産庁へ食品ロス削減国民運動ロゴマーク「ろすのん」の利用申請を行い、親しみやすい情報公開・情報発信に努めます。

国は10月を「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」と定めています。本市も同様に削減推進月間とし、家庭でできる食品ロス削減の取組、情報を広報やホームページ・SNS等で発信・公開していきます。また、家庭によくある未使用食品や冷蔵庫内の食材を使った「食べきりレシピ」等を紹介するなどにより、食品ロスの削減に努めます。

7) 事業系ごみの減量に向けた取組

ごみの発生・排出抑制を推進していくためには、事業系ごみの減量対策が不可欠です。このため、事業者に対してさらなるごみの減量・資源化を働きかけるとともに、経済的な手法を用いることによって、事業系ごみの減量に向けた取組を促進します。

具体的な取組

①古紙、ダンボール等の資源化促進に向けた働きかけ

事業者へのアンケート調査結果では、さらなるごみの減量・資源化が可能な品目として、紙類や紙製包装類を挙げる事業者が最も多かったことから、古紙、ダンボール等の資源化に向けた事業者への啓発を積極的に行っていきます。

減量・資源化可能なごみの品目

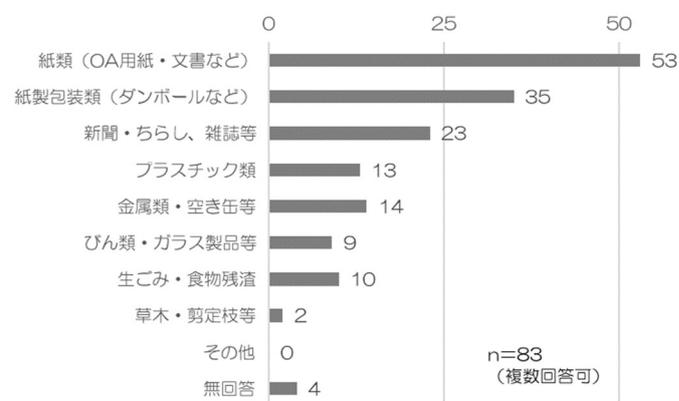


図 4-2 減量・資源化できる事業系ごみ
(資料：事業者アンケート調査)

②適正な事業系ごみ排出の誘導

事業系ごみのうち、事業者が直接ごみ処理施設に搬入するごみ（搬入ごみ）については、各施設で受け入れの際に相応の処理手数料を徴収しています。また、処理手数料は、令和2年7月に見直しを実施したところです。

一方、現状は1回当たりの排出量が平均10kg以下であれば、指定袋を用いたステーション排出が認められています。今後は、事業系ごみの減量及び排出者責任の観点から、事業系ごみは事業系ごみとして適正に処理されるよう適正な負担と排出抑制を求めていきます。

③事業系ごみの排出抑制への働きかけ

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう啓発に努めます。

Ⅲ リサイクル推進に向けた収集システムの整備

ごみの発生・排出抑制に続く循環型社会づくりの次のステップとして、排出されたごみのリサイクルを推進し、再資源化を図る必要があります。現状、本市のリサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。このため、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を目指し、市民・事業者に対してごみの分別協力を呼びかける一方で、それに対応したごみ処理体制としてリサイクル推進に向けた収集システムの整備に取り組みます。

関連するSDGsの目標



取組の現状

「リサイクル推進に向けた収集システムの整備」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●分別方法の啓発・指導

- ・「ごみカレンダー」の作成、市ホームページでの周知
- ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を市ホームページにて周知
- ・紙ごみ資源化促進のための動画制作（紙ごみのうた）
参照：さいじょうムービーチャンネル（西条市公式YouTube）
<https://www.youtube.com/watch?v=PzI8L2Z00Eo>
- ・まち美化パートナー制度の活用によるごみ出しマナーの普及啓発

●新たな資源化の推進

- ・資源ごみの分別推進及びストックヤードでの保管
- ・民間業者の店頭資源ごみ回収先を市ホームページで掲載

●効率的な資源化の推進

- ・小・中学校や自治会などを通じた紙ごみ等の集団回収の奨励、助成

施策の方向

ごみ質組成調査の結果、家庭系「もえるごみ」には、プラスチック類や紙類が多く含まれています。これらは、資源ごみとして回収することによって再資源化が可能な品目であるため、さらなる分別の余地は大きいといえます。また、前計画の課題としても、分別種類の細分化（プラスチック製品の分別）が残されています。これらのことを踏まえて、現行の収集システムを維持していく一方で、次の3つを基本施策として、さらなる資源化促進など、具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策8：プラスチック製品の再資源化推進
- 基本施策9：資源ごみの分別収集体制の強化
- 基本施策10：分別方法の普及・啓発

8) プラスチック製品の再資源化推進

家庭系「もえるごみ」のごみ質組成調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体重量の約16%がプラスチック類です。その大半は、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルの対象となっているプラスチック製容器包装類ですが、本市ではこれらの分別収集は未実施です。このため、リサイクル率の向上を目指した取組として、プラスチック製品の再資源化を調査・検討していきます。

具体的な取組

①プラスチック製品の拠点回収の推進

資源ごみをリサイクルし、地球にやさしい活動を推進するため、現状の資源ごみ収集体制を維持しながら、市内に資源ごみを無料で回収する拠点を設け、再資源化を図る取組です。実施にあたり、回収拠点となる場所の衛生管理やごみ分別の周知徹底が課題となりますが、資源ごみの再資源化率向上には特に有効であることから、実施に向けて早急に取り組みます。

②中間処理施設整備の検討

プラスチック製容器包装等の再資源化に向け、国や他自治体の動向を注視しながら、施設更新に際しては回収スペースの確保や設備導入の検討を行います。

③市内事業者との連携

市内事業者には、資源ごみのリサイクルを進めるために、食品トレイや紙パックなど、店頭回収ボックスを設置し、資源物の回収を行っている店舗があります。市ホームページにて市内事業者等の店頭回収ボックス設置店舗を紹介しています。

9) 資源ごみの分別収集体制の強化

家庭から排出されるごみの中には、「資源ごみ」として分別すれば再資源化できるものが含まれています。本市におけるごみ質組成調査の結果、古紙（リサイクル可能な紙類）が全体重量の約6.6%、プラスチック製品が約16%ありました。それらをできる限り再資源化のルートに載せ、リサイクル率を向上させるため、分別収集体制の強化に取り組みます。

具体的な取組

①分別収集体品の拡大及び細分化の検討

空き缶類（アルミ・スチール）等を始め、本市でまだ分別収集していない「資源ごみ」について、回収に係る費用を勘案しつつ品目の拡大及び細分化を検討します。

ペットボトルや空きびんは汚れたまま捨てると「ごみ」になりますが、きれいに洗えば「資源ごみ」になります。ごみ質組成調査の結果、「もえるごみ・もえないごみ」双方に資源ごみが入っていることもあることから、「資源ごみ」の表記方法についても検討します。

②古紙等の紙ごみの分別強化

「もえるごみ」に混じって排出されている古紙や雑がみの分別徹底を図るため、市民への啓発活動を引き続き実施します。

③ごみステーションの見直しの検討

地区によっては、既設のごみステーションが不便で利用しにくく、少子高齢化などによる管理問題もあることから、拠点回収の回収場所と合わせて適宜見直しを検討していきます。

④収集頻度の見直し

各地区の特性に配慮して、ごみの収集頻度についても見直しを検討します。

⑤地域・学校等の集団回収による資源化活動の促進

助成金交付を継続して集団回収を支援し、市民による自主的な資源化活動を促進します。

⑥小型家電製品収集の促進

携帯電話等の小型家電は、処理の過程で火災の原因になるリチウム電池が含まれることから、市民へ回収場所や対象製品の啓発を強化していきます。

⑦資源ごみの拠点回収の導入

資源ごみの拠点回収を導入し、分別を徹底することで、家庭系ごみの対象品目を無料で排出可能となります。ごみの減量化と資源化が同時に可能となるため、早期実現に向けて取り組みます。

10) 分別方法の普及・啓発

資源ごみの分別収集体制の強化を踏まえて、これらの取組と連動する形で、市民に対する分別方法の普及・啓発を進めていきます。

具体的な取組

①ごみカレンダー等の拡充・活用

ごみカレンダーと『西条市「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方』を更新していきます。ごみの分別方法を市民に周知・説明する際の資料の拡充を図り、引き続き活用していきます。

②ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の活用

ごみ分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をアラームでお知らせしたりする機能がついたスマートフォン対応アプリの配信を開始しています。

近年、外国人転入者が増加していることから、日本語が理解できなくても、正しいごみの分別や排出方法を理解できる環境をつくり、多文化共生を目指します。

また、このアプリでは、日本語だけでなく、英語とベトナム語にも対応し、分別方法の普及や啓発活動に活用していきます。



西条市「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方



ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロード先

③紙ごみ資源化促進のための動画制作

紙ごみの資源化促進のための動画を市内の団体と協力し作成しました。作成した動画はSNS等で配信しています。今後は、ごみの分別方法や資源化、排出ルール等に関する動画を作成し、啓発活動に活用していきます。

④「ごみの分け方講座」の開催

少子高齢化や核家族化が進む現状を踏まえ、各年齢層に合わせたわかりやすい内容でごみ分別に関する講座を開催します。

IV ごみの適正処理の推進

循環資源として、繰り返し又は再生して使うことができなくなったごみについては、法令等に則って定められた方法で処分する必要があります。また、ごみのポイ捨てや不法投棄等の行為は、地域的美観や良好な環境を損ねる要因となるため、未然に防止する対策が重要です。加えて、地震や風水害等の災害時には、通常をはるかに上回る大量の災害ごみの発生が予想されるため、あらかじめ事態を想定して対策を検討しておく必要があります。

以上のことを踏まえ、地域の美化に努めるとともに、環境への負荷が最小限となるよう配慮して、ごみの適正処理を推進します。

関連するSDGsの目標



取組の現状

前計画においては、「ごみの適正処理の推進」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●環境配慮型ごみ処理システムへの転換

- ・ごみ焼却灰の無害化
- ・一般廃棄物最終処分場の整備における準好気性埋立構造の採用

●美化対策の充実

- ・「河川の清流を守る条例」に基づく清掃活動の継続的な実施
- ・不法投棄防止パトロールの実施及び立看板の設置
- ・クリーン愛媛運動登録ボランティア団体の活動支援

●災害ごみ対策の充実

- ・「災害ごみ処理マニュアル」（水害編）暫定版の策定
- ・災害廃棄物の仮置き場及び集積場マップ（案）の作成

施策の方向

これからのごみ処理には、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減が求められています。また、前計画の課題として、処理残さ（焼却灰）の有効利用が残されています。これらのことに配慮して、内容の拡充を図りながら、引き続き次の3つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策 11：ごみの散乱等の防止
- 基本施策 12：環境に配慮したごみ処理の推進
- 基本施策 13：災害ごみ処理対策の充実

11) ごみの散乱等の防止

ごみの発生・排出抑制に向けた取組を進める傍ら、市民アンケート調査結果では、ごみの不法投棄の増加を懸念する意見が多く寄せられています。このことを踏まえ、引き続き良好な地域的美観や環境を保全するため、ごみの散乱等の防止に取り組みます。

具体的な取組

①不法投棄対策等の充実・強化

警察などの関係機関と連携して、不法投棄に対するパトロールの充実・強化を図るとともに、広報やホームページを通じて、ごみの適正な処理について協力を呼びかけ、不法投棄の防止に努めていきます。

また、不法投棄の原因となる業者の不適切な廃棄物処理の防止に向けて、不法投棄がされるような場所には、監視カメラの設置や巡回頻度の見直しを行うなど、継続的に監視し、不法投棄の防止に努めます。併せて、無許可業者による違法なごみ回収など、悪質な業者は厳しく対処します。

②河川、海岸、道路、農地等の美化推進

「河川の清流を守る条例」に基づく清掃活動の継続実施を始め、愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく海岸クリーンアップやクリーン愛媛運動の活動団体等の支援など、県との連携による取組を進めるとともに、まち美化パートナー制度による活動と連携し、河川、海岸、道路、農地等の美化推進及びポイ捨て防止に努めていきます。



河川清掃活動

12) 環境に配慮したごみ処理の推進

ごみ処理は、「もえるごみ」の焼却、最終処分など、地球環境や地域の生活環境・自然環境等に与える影響が大きい事業です。このことを念頭に、環境保全に向けて、できる限り環境負荷の少ない環境に配慮したごみ処理を推進していきます。

具体的な取組

① 焼却灰の無害化と有効利用の継続

道前クリーンセンターのごみ焼却施設においては、セメントと安定化剤を用いて焼却灰を固形化し、無害化しています。周辺環境に影響を及ぼさないよう、引き続き焼却灰の無害化に努めるとともに、施設更新に際しては焼却灰の有効利用を図る溶融処理などの処理方式について調査研究を行い、ごみ焼却に係る環境負荷の軽減を図ります。

② ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理

市が運営するごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場については、適正な維持管理を通じて、環境に配慮したごみ処理を推進していきます。

③ 環境負荷の低減を目指した施設整備方策の検討

道前クリーンセンターは老朽化が進んでいるため、令和3年度から令和6年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、令和16年度まで使用可能となる予定です。その間に、将来の施設更新に向けた準備として、今後はごみ処理に係る技術動向等の調査研究を行い、ごみ処理に係る温室効果ガスの排出削減を始めとする環境負荷の低減を目指した整備方策を検討していきます。

具体的には、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」等からの資源回収・リサイクル、ごみ焼却余熱が持つ膨大なエネルギーの発電等による有効利用などについて検討します。また、事前に環境アセスメントを実施することにより、地域の環境保全に努めます。

④ 持続可能なごみ処理体制の検討

現在、国全体が人口減少期のため、財政状況の逼迫及び廃棄物処理に係る担い手の不足やごみの総排出量も減少傾向にあり、従来の廃棄物処理体制の継続は非常に困難になると予想されています。

国からの求めにより、愛媛県では市町と連携し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化・集約化計画を策定しています。本市においても、中長期的な視点で安定的・効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の在り方を検討していきます。

13) 災害ごみ処理対策の充実

近年は、全国各地で地震が頻発しており、阪神淡路大震災や東日本大震災を始めとして、大規模な被害に至るケースも多くなっています。また、異常気象による風水害も多く発生しており、私たちの生活を脅かす要因となっています。このような事態に備え、災害時の生活ごみに加えて、建築物の倒壊や破損、濁流等によって発生するがれきや倒木などの非日常的な災害ごみの処理対策の充実を図ります。

具体的な取組

①大規模災害時のごみ処理に関する広報、周知

大規模な地震や風水害（大規模災害）の発生時には、ごみ量が増加するとともに、道路や施設等の被災により通常のごみ収集処理が困難となります。このため、災害廃棄物処理計画に則り、被災時のごみ処理に関する広報、周知を徹底し、不測の事態に備えます。

②災害ごみの受入を想定したごみ処理施設の充実

災害ごみの受入を想定して、ごみ処理施設の充実を図るとともに、愛媛県災害廃棄物処理計画を踏まえて、周辺自治体との連携体制構築に取り組みます。また、被災した時は、地元の廃棄物処理業者とも密接に連携し、発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理できるシステムの構築に努めます。

第5章 食品ロス削減の推進

1 背景

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

令和元年度における国の推計によると、日本の食品ロスは、約 570 万トン、国民 1 人当たり 1 日約 124 g とされています。家庭系食品ロスの発生量約 261 万トンのうち、直接廃棄が約 107 万トン、過剰除去が約 38 万トン、食べ残しが約 117 万トンとされ、食品ロスは地球規模で大きな環境問題となっています。

近年、食品ロスに関して国際的な関心が高まっています。平成 27 年 9 月の国連総会で、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、「2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させること」が国際目標として設定されました。

国は、令和元年 10 月に食品ロスの削減を総合的に推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。また、令和 2 年 3 月に食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（以下「食品ロス基本方針」という。）が閣議決定されました。

県では、消費者、事業者、関係団体及び行政等の多様な主体が連携し、「もったいない」の精神を活かしたオール愛媛による食品ロス削減の取組を一層加速していくため、令和 3 年 3 月に「愛媛県食品ロス削減推進計画」が策定されました。

食品ロスを削減していくためには、本市、市民及び関係団体・事業者等がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応し、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが求められています。

2 位置付け

前述の背景を踏まえ、本市は SDGs の理念に則り、食品ロスをより削減していくために、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として、本章を位置付けます。

3 食品ロスの発生状況等

1) 家庭系の食品ロス等の状況

①もえるごみに占める食品ロスの量の割合

令和3年7月と8月に家庭系のごみ質組成調査を実施しました。調査の結果、もえるごみに占める食品ロスの平均は、重量比が36.3%、容積比では14.1%でした。本市においては、食品ロスの中でも食べ残しが多く、手つかず食品の廃棄は少ない状況です。

生ごみには、まだ食べられるのに捨てられてしまう食べ残しが多く含まれているので、食品ロスを削減することが生ごみ量を減らすことにつながり、ごみ量の減少に大きく貢献します。

表 5-1 ごみ質組成調査における食品ロスの割合

採取場所	西条市全体		重量比			容積比		
採取月日	2回採取平均		大分類計	中分類計	小分類計	大分類計	中分類計	小分類計
厨芥類	食品類	手つかず食品	36.5%	36.3%	1.7%	14.2%	14.1%	0.5%
		食べ残し			28.2%			10.5%
		調理くず			6.5%			3.1%
	食品以外	0.2%			0.2%			0.1%

(資料：令和3年度実施ごみ質組成調査)

②食品ロスの発生状況

市民アンケート調査の結果、家庭での食品ロスの状況は、「全く発生していない」と答えた方は24.3%でした。それ以外の方に「食品ロス」が発生している内容を複数回答にてお伺いしたところ、「食べ残し」が最も多く、40.9%、次いで、「購入手つかず食品」、「過剰除去」という回答をいただきました。

「食べ残しの食品ロス」が発生する原因としては、「(足りなくならないように) 多く作るため」が最も多く23.1%、次いで「食べる人の適量を意識せず料理し、結果的に残ってしまうため」が20.7%となっています。

「購入手つかず食品の食品ロス」の発生原因は、「購入したものの、食べるのを忘れてしまい、消費期限が過ぎてしまったため」が50.0%と最も多く、次いで、「家に在庫があるのに、誤って不必要なもの、又は量を買ってしまったため」が15.6%となっています。

「食品ロス」の発生状況

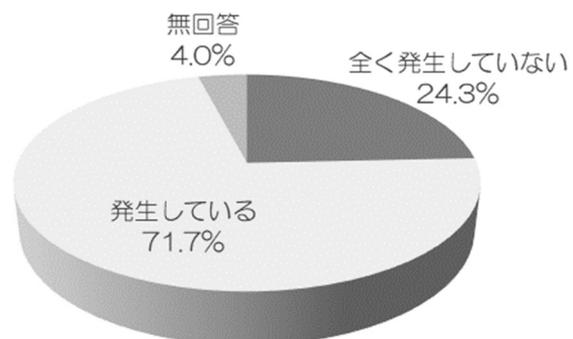


図 5-1 食品ロスの発生状況

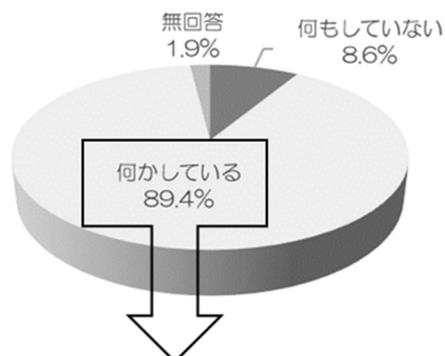
(資料：市民アンケート調査)

③食品ロスに対する取組をしている人の割合
 家庭での「食品ロス」については、全体の約90%の家庭で取り組んでいる状況です。

「何もしていない」と答えた方以外の600人に複数回答にてどのような取組を行っているかお伺いしたところ、「購入した食品を食べることを忘れないよう気を付けている」が最も多い状況でした。

次いで、「在庫があるのに購入しないよう、冷蔵庫などの在庫確認をしている」が多くなっています。

家庭での「食品ロス」の取組



家庭での「食品ロス」の取組

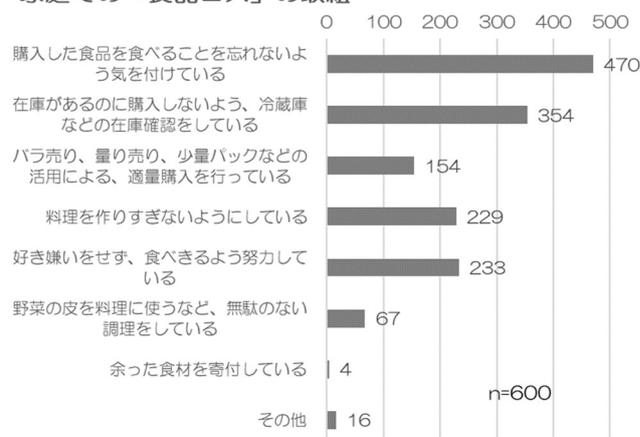


図5-2 家庭での食品ロスの取組

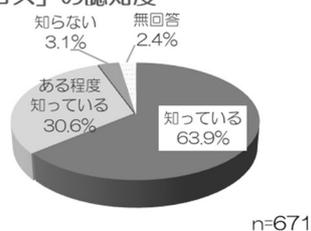
(資料：市民アンケート調査)

④食品ロスに対する市民意識

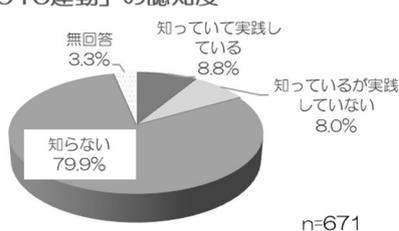
市民アンケート調査において、「食品ロス」、「3010運動」、「フードバンク活動」という3つの語句とその意味についてお伺いしたところ、「食品ロス」の認知度は高い状況です。

一方、「3010運動」については、認知度が低く約80%が「知らない」と回答しており、「3010運動」の認知度向上に向け、継続的な取組が必要です。

「食品ロス」の認知度



「3010運動」の認知度



「フードバンク活動」の認知度

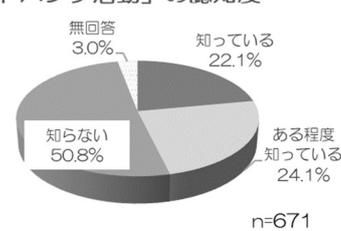


図5-3 食品ロスに関する認知度

(資料：市民アンケート調査)

2) 事業系の食品ロス等の状況

①自社の食品ロス量の把握について

事業者アンケート調査にて、食品ロスの発生状況をたずねたところ、「把握していない」と答えた事業所が52.9%で半数以上を占めました。

食品ロス量の把握について

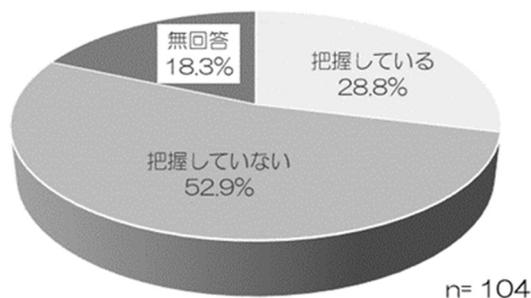


図5-4 食品ロスの把握状況

(資料：事業者アンケート調査)

②食品ロス削減へ向けた取組について

事業者アンケート調査にて、事業所の「食品ロス削減に向けた取組」の実施状況をたずねたところ、「行っている」と回答した事業所は25事業所で24.0%であり、回答事業者全体の約1/4が実施している状況です。

食品ロス削減の取組について

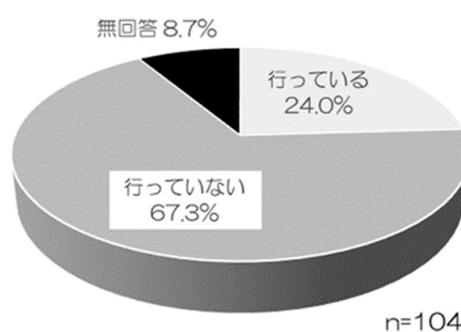


図5-5 食品ロス削減の取組

(資料：事業者アンケート調査)

③食品ロスに対する企業意識

国の方針「2030年までに事業系食品ロスを半減する」目標があることの認知度をたずねたところ、約半数（53.8%）の事業者が「知っていた」と回答がありました。

食品ロスの目標について

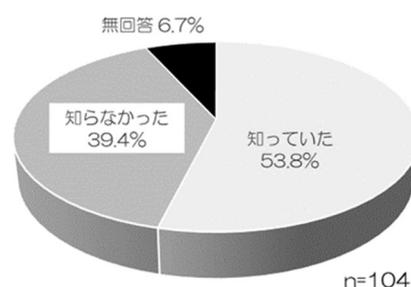


図5-6 食品ロスの目標の認知度

(資料：事業者アンケート調査)

食品ロス削減目標を受けて、新たな取組の実施の意向をたずねたところ、「そのうち始めようと思う」と答えた事業所が、30事業所で28.8%と最も多く、次いで「特に始めようと思わない」が25事業所で24.0%でした。「すぐに始めようと思う」と「そのうち始めようと思う」と回答した事業所は42事業所であり、全体の40.4%になります。

一方、「特に始めようと思わない」と「思わない」と回答した事業所は33事業所で全体の31.7%になります。その他として「食品ロスは発生しない」や「食品を扱っていない」との回答が5事業所あり、「すでに取組を実施している」、「会社としての方向性が定まっていない」が各1事業所より回答がありました。新たな取組の導入は、事業者にとって何らかの負担となるため、現時点では困難な状況であると推測されます。

取組の実施について

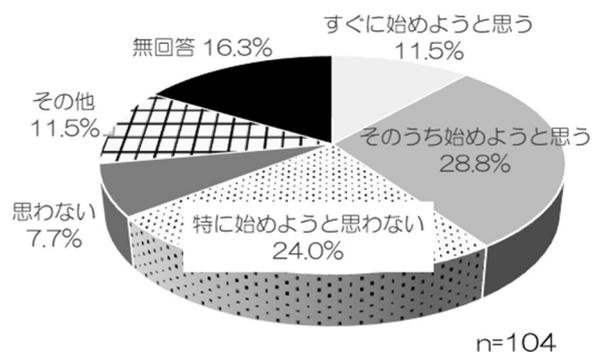


図5-7 新たな取組実施について

(資料：事業者アンケート調査)

4 目標

1) 計画期間における推進目標

2025年度（令和7年度）までに、

2020年度比で食品ロス量の10%削減を目指します。（※県の目標に準ずる）

表5-2 県の上位計画等に掲げられた目標【参考】

上位計画等	項目	目標（R12年度）
愛媛県食品ロス削減推進計画	食品ロス	2020（R2）年比の10%減 毎年2%ずつの削減 目標食品ロス量：46,100トン

2) 長期的な目標

2030年度（令和12年度）までに、

2000年度比で食品ロス量の半減以上を目指します。（※国の目標に準ずる）

表5-3 国の上位計画等に掲げられた目標【参考】

上位計画等	項目	目標（R12年度）
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針	家庭系食品ロス	2000（H12）年比の半減
	事業系食品ロス	2000（H12）年比の半減
第四次循環型社会形成推進基本計画	家庭系食品ロス	2000（H12）年比の半減

5 推進施策

推進施策は、第4章の具体的施策にて推進していきます。また、食品ロスの削減の推進に関する取組や施策の実施状況を具体的に把握し、「見える化」を図るため、下表の成果指標を設定します。

なお、社会経済情勢や食品ロスを取り巻く状況の変化や施策の実施状況を絶えず注視し、国が定める基本方針の見直しが実施される場合には、その内容を踏まえて本計画を必要に応じて見直します。

表 5-4 食品ロス削減に向けた本市の役割

表 5-5 食品ロス削減に関する成果指標

成果指標	計画改定時 (2021年度)	計画終了時 (2025年度)
① 食品ロス問題の認知度	94.5%	100%
② 「3010運動」の認知度	16.8%	100%
③ 「フードバンク活動」の認知度	46.2%	100%
④ 食品ロス削減に取り組む市民の割合	89.4%	95%
⑤ おいしい食べきり運動推進店舗 (※令和4年2月現在)	30店舗	50店舗
⑥ 災害備蓄食料の活用率	100%	100%

※成果指標①～④の把握方法は市民アンケート調査とする。

「10月」は
食品ロス削減月間です。

10月

NO-FOODLOSS
PROJECT

10月30日 食品ロス削減の日

食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えることになります。

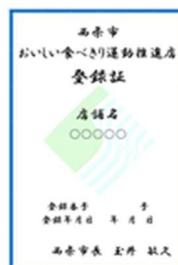
10月は食品ロス削減月間

令和元年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）に基づき、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」となりました。

西条市の取組

「おいしい食べきり運動推進店」

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」などの食品廃棄物の減量に向け、食べ残しを減らす取組を実践する飲食店、宿泊施設等を「おいしい食べきり運動推進店」として登録し、その取組をホームページなどで紹介しています。



資料：西条市
「おいしい食べきり運動推進店」登録証

フードバンク・ドライブ活動

食品ロスを削減するため、備蓄の役割を終えた災害時用備蓄食料など、有効活用を図るための準備を行っています。

賞味期限の正しい理解の促進

賞味期限は、食べられなくなる期限ではなく、おいしく食べることができる期限です。定められた方法で保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限です。

賞味期限を超過した場合でも、全ての食品が直ちに食べられなくなるものではありません。その見た目や臭い等により、五感で個別に食べられるかどうかを判断すること等により、食品の無駄な廃棄を減らしていくことも重要です。

「おいしいめやす」は食品ロス削減のための取組として発表された賞味期限の愛称です。



出典：消費者庁
「おいしいめやす」普及啓発ポスター



第6章 ごみ処理計画

1 処理対象及び処理主体

1) 処理対象

本計画においては、拡大生産者責任（EPR）及び汚染者負担の原則（PPP）に基づいて、生産者や排出者による処理が制度化されているものと、本市において適正処理が困難なものを除く一般廃棄物を処理対象とします。

本計画の対象外となる廃棄物は、下表のとおりです。なお、本市で処理が困難なものについては、引き続き業者による適正処理の指導・周知に努めていきます。

表6-1 本計画の対象外となる廃棄物

区 分	品 目	処理方法
ビニール製品	農業用・事業用ビニールシート、畦シート、事業用のテント、タイヤ等	販売店や専門業者に依頼して処理する。
爆発危険物	消火器、ガスボンベ（カセット式以外）、農薬、塗料、廃油、毒物、劇薬等	販売店や専門業者に依頼して処理する。
パソコンリサイクル法対象機器	パソコン	販売店、製造メーカーのリサイクル窓口、パソコン3R推進協会へ処理を依頼する。
家電リサイクル法対象品目	洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、保冷庫、エアコン、テレビ	販売店もしくは一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者に引取りを依頼する。または郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所を持ち込む。
その他	ピアノ、農機具、自動車部品（バッテリー、シート等）、バイク、FRP製品（風呂釜等）、天日温水器、液体（中身の入っているびん等）、直径5cm又は長さ2mを超える木（厚さ3cmを超える板）、漁網、薬品、耐火金庫、医療系廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物（PCB使用部品、感染性一般廃棄物等）、その他、市の処理施設の機能に支障を生じさせるもの	販売店や専門業者に依頼して処理する。

2) 処理主体

ごみの収集・運搬は本市及び事業者、中間処理及び最終処分は本市が主体となり、その責務を果たします。

表6-2 ごみ処理の主体

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	本市	本市	本市
事業系ごみ	事業者		

2 収集運搬計画

1) 収集運搬体制

令和3年度現在、収集運搬するごみは、8種類（p.5「表 2-1 家庭系ごみの分別区分」参照）です。収集運搬体制は、現行の体制（p.8参照）を引き続き維持したうえで、「資源ごみ」の拠点回収の構築を進めます。

また今後は、「プラスチック製品」等の拠点回収・再資源化について、分別区分の追加及び他のごみと同様にステーション収集の検討とともに、下表の事項の具体的な検討を進めていくこととします。それに伴って、環境負荷や経済効率、利便性・公平性等に配慮しながら、リサイクル率の向上を目指した分別収集体制の強化にも取り組みます（p.44参照）。

表6-3 「プラスチック製品」の再資源化に係る検討事項

検討項目	実施案
回収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・回収拠点（公共施設）の設置 ・回収拠点にあるネット等に入れる ・回収拠点は市が管理
回収頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの拠点において週3回程度 ただし、地域によっては週1回程度
回収する品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ袋、菓子類等の袋（土砂や水分で汚れた物を除く） ・ラップ、フィルムなどの包装材（食品残さ等の付着により汚れた物を除く） ・弁当箱、食品容器、飲料用容器（食品残さ等の付着により汚れた物、ペットボトルを除く） ・シャンプー、洗剤等の容器 ・キャップ、ストロー など

なお、直接埋立ごみについては、これまでと同様に、市民自らが最終処分場へ搬入して処理することとします。

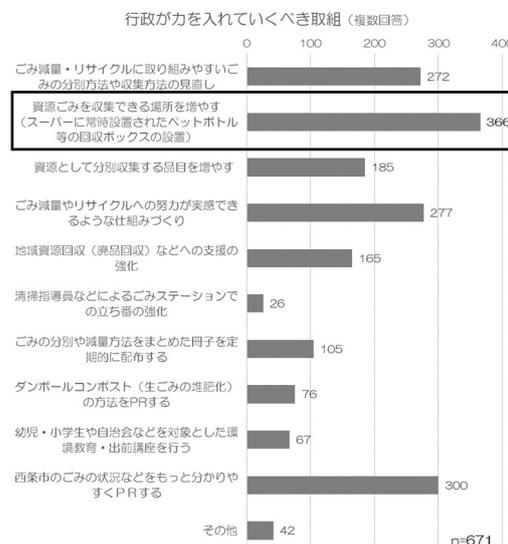
◆ごみの減量とリサイクルを進めていくために、行政が力を入れていくべき取組について

市民アンケート調査において、ごみの減量、リサイクル推進のために行政が力を入れるべきものについては、「資源ごみを収集できる場所を増やす」との意見が多く、回収拠点の要望があることが伺えました。

資源ごみ等の「回収場所の設置」や「収集・分別方法の見直し」、さらに「努力が実感できる仕組みづくり」が住民より行政へ求められています。

図6-1 行政が力を入れていくべき取組

（資料：市民アンケート調査）



2) 各主体の役割

本市全域を対象として、家庭系ごみの収集・運搬を行います。

また、ごみステーションの新設及び修繕に係る費用の助成を今後も継続し、自治会等のごみステーション設置を支援します。

表6-4 ごみステーションの新設・修繕に係る補助金交付額

新設・修繕費用	補助金交付額	限度額
5万円以下の場合	全額	なし
5万円を超える場合	5万円を超える額に 1/2 を乗じた額と5万円の合計額	10万円

市民

ルールにしたがってごみを分別し、決められた日にごみステーションに出します。
また、ごみステーションの設置主体となるとともに、維持管理に努めます。

事業者

事業系ごみを自らごみ処理施設に搬入するか、許可業者に収集・運搬を委託して適正に処理します。

3 中間処理計画

1) 中間処理方法

現行の分別種類のごみ（p.5「表 2-1 家庭系ごみの分別区分」に示す8種類）は、そのまま既存のごみ処理施設を用いて適正に資源化・処理します（p.18 参照）。

2) 中間処理量（見込み）

ごみの発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合、令和7年度におけるごみの中間処理量（見込み）は下表のとおりとなります。

表6-5 ごみの中間処理量（見込み）

区 分	中間処理量 [トン/年] (令和7年度推計値)
焼却施設対象ごみ量	33,031
もえるごみとして収集するごみ量	29,861
粗大ごみ処理後の可燃残さ量	3,104
資源ごみ選別後の不適物の量	66
粗大ごみ処理施設対象ごみ量	4,009
ストックヤード保管対象量	1,491
圧縮・梱包あり（ペットボトル）	68
圧縮・梱包なし （乾電池・古紙・ガラスびん）	1,423
容器包装リサイクル推進施設対象ごみ量	1,462

※ 発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合

3) 中間処理施設計画

①中間処理施設の適正管理及び更新

ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設（p.8参照）は、適正な運転管理を行い、二次公害の発生防止に努めます。

また、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、供用を開始してから30年以上が経過しているため、令和3年度から令和6年度にかけて基幹的設備改良工事を行っています。また、将来の設備の老朽化の状況等を踏まえて、施設更新に向けた調査研究を進めていきます。整備にあたっては、さらなる資源回収率の向上のほか、エネルギー回収や焼却残さの有効利用等、循環型社会形成と地球環境保全に寄与する方策を検討したうえで、本市にマッチした施設更新を図ります。

4 最終処分計画

1) 最終処分方法

最終処分対象物には、市民・事業者が最終処分場に直接搬入する埋立ごみ（直接埋立ごみ）のほか、ごみ焼却施設から排出される焼却残さ（固形化飛灰・炉下不燃物等）、粗大ごみ処理施設から排出される不燃残さがあります。これらについては、既存の一般廃棄物最終処分場（p.9参照）等において、現行どおり次のように最終処分します。

<直接埋立ごみ>

市内で発生するごみは、各一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

<ごみ焼却施設から排出される焼却残さ>

固形化飛灰・炉下不燃物等の焼却残さは、最終処分業者に委託して埋立処分します。

<粗大ごみ処理施設から排出される不燃残さ>

不燃残さについても、上記と同様に、最終処分業者に委託して埋立処分します。

2) 最終処分量（見込み）

ごみの発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合、令和7年度におけるごみの最終処分量（見込み）は下表のとおりとなります。

表6-6 ごみの最終処分量（見込み）

区 分	収集運搬量 [トン/年] (令和7年度推計値)
直接埋立ごみ量	2,798
焼却残さ量(固形化飛灰・炉下不燃物等)	3,104
不燃残さ量	1,163
合 計	7,064

※ 発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合

3) 施設維持計画

各最終処分場は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（最終改正：令和元年6月27日 環境省令 第2号）に沿って、適正な維持管理を継続して行いつつ、直接埋立ごみの不適正な搬入を監視します。また、延命化を図るべき最終処分場については、具体的な整備方策を検討するとともに、状況に応じて適切な対策を講じていきます。

5 災害廃棄物処理対策

1) 西条市災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物対策については、国の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）」、「愛媛県災害廃棄物処理計画」等の内容を踏まえて、平成 31 年 3 月に策定した「西条市災害廃棄物処理計画」により総合的に取組を進めていきます。

具体的には、①初動期、②応急期、③復旧期、④復興時の時系列で、それぞれに組織体制、廃棄物処理及び支援対策を検討します。

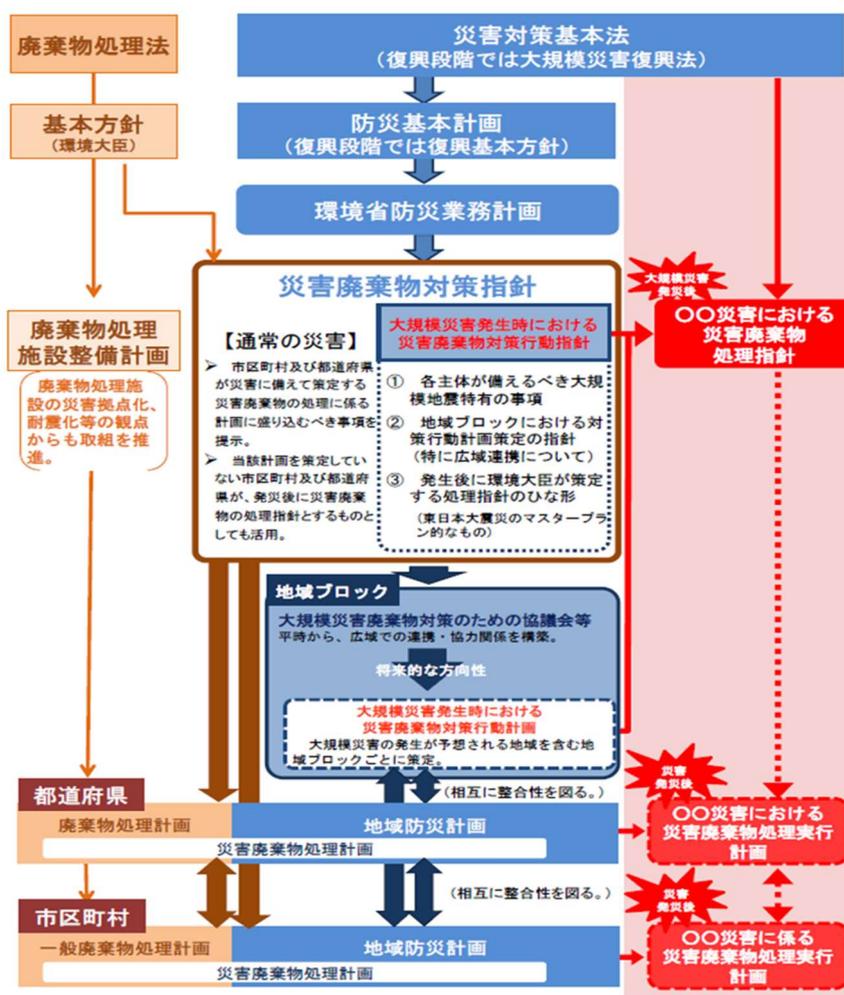


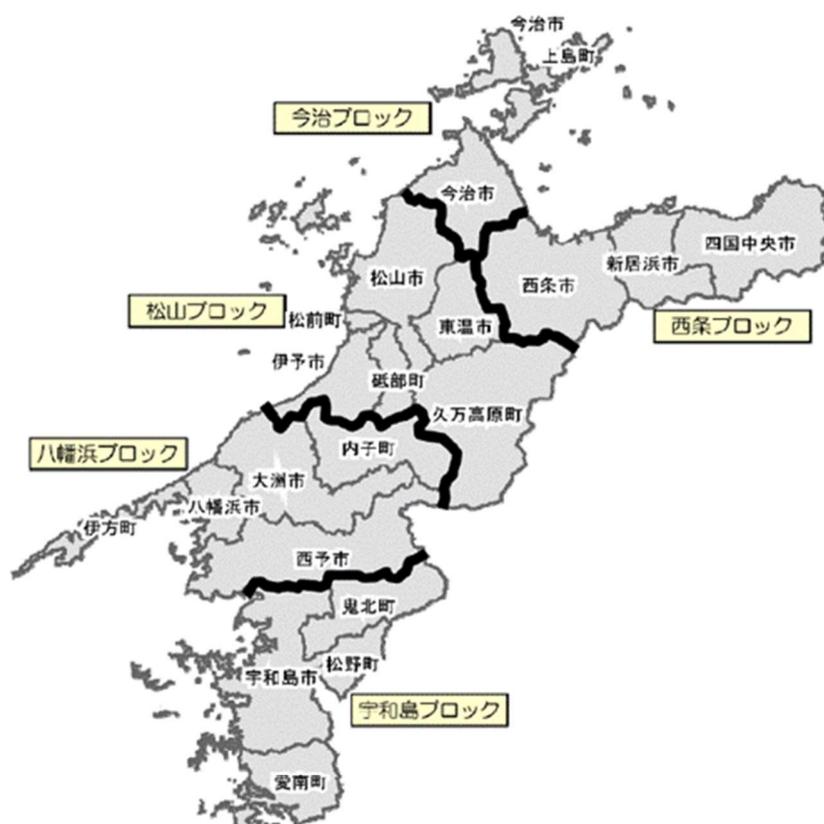
図6-2 災害廃棄物処理計画の位置付け

（出典：西条市災害廃棄物処理計画）

2) 災害廃棄物の処理体制

災害廃棄物は一般廃棄物となるため、本市の市域内で発生した災害廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、本市が主体となって処理にあたります。しかしながら、南海トラフ巨大地震陸側ケースにおいては、本市の一般廃棄物処理施設での災害廃棄物処理は困難であり、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づき、県や近隣市と連携・協力を図りながら処理を進めていきます。

なお、「愛媛県災害廃棄物処理計画」においては、県内を5つの地域ブロックに分けて、災害廃棄物の処理にあたっては、それぞれの地域特性を十分に考慮することとしています。本市は、新居浜市、四国中央市とともに、「西条ブロック」に位置付けられていることから、両市との緊密な連携体制を構築していきます。



ブロック名	人口 (人)	面積 (km ²)	構成市町
西条	330,078	1,166	新居浜市、西条市、四国中央市
今治	175,680	450	今治市、上島町
松山	653,574	1,541	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜	155,285	1,473	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島	123,180	1,047	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

図6-3 災害廃棄物処理に係る地域ブロック

(出典：愛媛県災害廃棄物処理計画)

3) 災害廃棄物処理対策における課題

①想定される災害廃棄物（質への対応）

地震災害、水害及びその他の自然災害によって、一時的かつ大量に発生することが想定される災害廃棄物は下表のとおりです。このように、様々な質の廃棄物の発生が想定されることから、「西条市災害廃棄物処理計画」においては、これらを適切に処理していくための組織体制や主な業務内容の分担などの検討することが必要です。

計画の対象廃棄物は被災家屋から発生する廃棄物及び被災者・避難者の生活に伴って発生する廃棄物を原則としています。道路や鉄道損壊時の廃棄物や河川・港湾等での漂着物などその他の廃棄物は、大規模災害発生後に国が示す取扱いに準じて行います。また、放射性物資やこれによって汚染された廃棄物は対象となりません。

表6-7 想定される災害廃棄物

種 類	内 容
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車・廃船舶	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車、船舶
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿
その他	腐敗性廃棄物（畜、被災冷蔵庫等から排出される水産物・食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等

（出典：愛媛県災害廃棄物処理計画）

②災害廃棄物発生想定量（量への対応）

「愛媛県災害廃棄物処理計画」では、南海トラフ巨大地震発生時の「西条ブロック」における災害廃棄物発生量について、基本ケースで311万トン、最も被害が大きいと考えられる陸側ケースで1,320万トンと想定しています。この量は、広域ブロック内の既存処理施設能力をはるかに上回っているため、災害廃棄物の仮置場の確保及び仮設の中間処理施設の建設等の対策を講じる必要があります。

6 その他

1) 計画の進行管理

本計画で示した取組・施策を継続的かつ効果的に推進していくために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のPDCAサイクルの考え方に基づく進行管理を行います。

進行管理のプロセスでは、目標達成状況や各種取組み施策の実施状況を点検・検証し、それに対する意見を反映しながら目標設定や施策内容について見直していきます。



図6-4 PCDA サイクルに基づく進行管理の概念図

西条市一般廃棄物処理基本計画<中間見直し>

発行：令和4年3月 西条市

編集：環境部 環境政策課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地 西条市庁舎新館 2 階

電話：0897-52-1367（ごみ減量推進係直通）

FAX：0897-52-1386

西条市公式ホームページ <http://www.city.saijo.ehime.jp/>

<おことわり>

本計画に記載の数値については、端数処理の関係より、合計等が一致しない場合があります。